

平成 2 6 年玉村町議会第 2 回定例会会議録第 1 号

平成 2 6 年 6 月 5 日（木曜日）

議事日程 第 1 号

平成 2 6 年 6 月 5 日（木曜日）午前 9 時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 請願の付託
- 日程第 6 報告第 1 号 平成 2 5 年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第 2 号 平成 2 5 年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 3 号 平成 2 5 年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 議案第 2 9 号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 玉村町地区計画審議会条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 1 0 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 4 意見第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 1 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡 邊 俊彦君
3番	石 内 國雄君	4番	笠 原 則孝君
5番	齊 藤 嘉和君	6番	備前島 久仁子君
7番	筑 井 あけみ君	8番	島 田 榮一君
9番	町 田 宗宏君	10番	三 友 美恵子君
11番	高 橋 茂樹君	12番	浅 見 武志君
13番	石 川 眞男君	14番	宇津木 治宣君
15番	川 端 宏和君	16番	柳 沢 浩一君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫 井 孝道君	副 町 長	重 田 正典君
教 育 長	新 井 道憲君	総 務 課 長	高 井 弘仁君
経営企画課長	金 田 邦夫君	税 務 課 長	月 田 昌秀君
健康福祉課長	小 林 訓君	子ども育成課長	齋 藤 修一君
住 民 課 長	山 口 隆之君	生活環境安全課長	齊 藤 治正君
経済産業課長	大 谷 義久君	都市建設課長	高 橋 雅之君
上下水道課長	木 暮 秀博君	会計管理者兼会計課長	金 井 満隆君
学校教育課長	小 板 橋 保君	生涯学習課長	井 野 成美君

事務局職員出席者

議会事務局長	石 関 清 貴	庶務係兼 議事調査係長	松 田 純 一
主 査	関 根 聡 子		

○議長挨拶

議長（柳沢浩一君） おはようございます。本日ここに、平成26年玉村町議会第2回定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、何かとご多用の中ご参集をいただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど町長より提案理由の説明がなされますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられるよう切望するところであります。

うっとりしい季節を迎えますが、健康には十分ご自愛の上、議会運営に格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

○開会・開議

午前9時1分開会・開議

議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年玉村町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○日程第1 諸般の報告

議長（柳沢浩一君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。3月から5月に実施された監査、検査の結果については、お手元に配付したとおりであります。

○日程第2 会議録署名議員の指名

議長（柳沢浩一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番高橋茂樹議員、12番浅見武志議員の両名を指名いたします。

○日程第3 会期の決定

議長（柳沢浩一君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期については、去る6月3日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

三友美恵子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三友美恵子君登壇〕

議会運営委員長（三友美恵子君） おはようございます。玉村町議会第2回定例会、議会運営委員長報告を申し上げます。

平成26年玉村町議会第2回定例会が開催されるに当たり、去る6月3日午後4時より役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から6月13日までの9日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は、報告3件、議案4件、意見2件の9議案を予定しています。

概要につきましては、日程1日目の本日は、各常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。次に、請願2件の付託を行います。その後、町長より報告第1号から報告第3号までの3件について報告があります。次に、議案第29号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。次に、議案第30号について提案説明があります。次に、議案第31号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第32号について提案説明があります。次に、意見第1号及び意見第2号の人事案件関係2議案について一括提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。その後、一般質問を行います。質問者は4人です。

日程2日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程3日目及び4日目は、土曜日、日曜日のため休会となります。

日程5日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程6日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程7日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程8日目は、事務整理日のため休会となります。

日程9日目は最終日とし、午前11時より議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会全員協議会を開催いたします。その後、本会議を午後3時に開議し、委員会に付託された議案第29号について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第30号について質疑、討論、表決を行います。次に、議案第32号について質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された請願について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。次に、委員会に付託された陳情について委員長報告の後、質疑、討論、表決を行います。その後、各常任委員長より閉会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。報告といたします。

議長（柳沢浩一君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成26年玉村町議会第2回定例会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとお

り、本日から6月13日までの9日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの9日間と決定いたしました。

○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第4、閉会中における所管事務調査報告について議題といたします。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

総務常任委員長（石川眞男君） おはようございます。それでは、早速会議規則第77条の規定により、総務常任委員会所管事務調査報告をさせていただきます。

この5月8日の午前10時から午前11時1分と、全員協議会室で委員全員参加のもとで、経営企画課の当面する課題であります役場周辺地区公共施設等高度利用計画の推進について調査いたしました。

調査経過といたしましては、役場周辺地区は町民全体の生活に密着した公共サービスを提供する施設等が集中しています。今後とも町のセンター地区としての機能の充実が求められるため、各施設の利用の現状と課題を踏まえつつ、必要とされる施設の配置及び駐車場計画等を含めた総合的な高度利用計画を策定するものであります。なお計画策定に当たっては、少子高齢化社会への対処、利用者満足度等を高める公共施設のあり方、中心市街地としての機能強化、にぎわいの場の創出などの視点から、公共施設の高度利用を検討するものであります。

そして、今回は実施期間全10年のうちの短期3年の実施計画に絞って説明を受けて、調査を行いました。1つは、障害者福祉センター改築事業、それから（仮称）まちなか交流館整備事業、そして桐生信用金庫赤れんが倉庫保存活用事業であります。そして、検討委員会の委員は、この表に示したとおり、副町長を委員長として、各課の課長が委員として参加しております。

検討委員会等の開催状況ですけれども、平成25年4月17日から平成26年3月26日までに7回の検討会議が行われました。また、平成25年11月8日には、御殿場市民交流センターふじざくらへの視察研修も行ってあります。

考察として、4月28日に行われた全員協議会での説明を受けた結果、今回の総務常任委員会開催となりました。前回の全員協議会説明時と違うことは、計画の切迫性であります。7月には桐生信用金庫と賃貸借契約を締結し、実施設計から改修工事へと向かう予定ができています。耐震設計、改修費用に約5,000万円を見込んであります。委員からは、検討委員会メンバーに民間有識者等を入

れ、多様な視点からの計画策定を求める意見が、当然ですけれども、ありました。また、賃貸から売買へと進んでいくことに関し、その老朽化と耐用年数の関係、改修取得後の総額の質疑もありました。そして、何よりも周辺の方々への説明を一刻も早く行い、理解を得ることが求められるとの指摘もありました。思うに、この地域は町の公共施設が集中しており、この高度利用計画の展開が今後のまちづくりのよしあしを決定しかねない要素を持つこととなります。だからこそ、9月に予定されている東毛広域幹線道路開通に伴い予想される町内の交通事情の激変に対応するまちづくりの観点も必要となります。

旧桐生信用金庫赤れんが倉庫の位置する道路、国道354号、この通行は主に地域に住む人々の生活道路として機能する面が多くなると考えられます。言葉をかえれば、このまま放置すれば、にぎわいや活気からほど遠い通りになってしまいかねないということです。ここに公共的性格を持つ(仮称)まちなか交流館を整備し、地域住民の支持を得て活気のあるまちづくりの一助となり、公共施設の単なる効率的集中を超えた意義が出てくると思います。その意味で、地域住民の理解と協力が不可欠な事業との認識が欠かせません。(仮称)まちなか交流館整備事業の細部については、時間をかけて多様な視点を入れながら進めていくことが成功の鍵になると思われます。障害者福祉センターの改築は、多くの町民の望むことであることも意識しながら、しかし全体計画についてはじっくりまちづくりの観点を入れつつ、さらに検討を加え、よりよいものにする必要があると考えます。

以上で委員会の調査報告といたします。

議長(柳沢浩一君) 次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

(経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇)

経済建設常任委員長(備前島久仁子君) おはようございます。それでは、経済建設常任委員会の所管事務調査の結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

5月の19日、福島県双葉郡にあります川内村の川内高原農作物栽培工場「K i M i D o R i」の野菜栽培への取り組みについて、そして20日は栃木県鹿沼市にありますまちの駅「新・鹿沼宿」の運営について調査してまいりました。

まず、川内高原農作物栽培工場「K i M i D o R i」の取り組みについてであります。川内村の現状からお話しいたしますと、福島第一原発からわずか21キロに位置して、郡山市への全村避難を余儀なくされた村であります。先祖から引き継いだ田畑を子孫に残したいが、放射能による被害が怖い、家に帰っても仕事がない、農作物を栽培できないなどの不安が大きく、帰村している人は半数であります。現在も村の予算の3割は除染作業に充てられている現実であり、復興と雇用、インフラ整備が最大の課題となっております。

そんな川内村にあるこの「K i M i D o R i」というものがどうしてこの取り組みをしたかということでもありますけれども、除染作業が続く村で、土を使わない農業にどう取り組めばいいのか。そん

な切実な願いから、村と東京の青果物流会社が共同出資で設立したのが、国内最大級の完全人工光型水耕栽培施設の「K i M i D o R i」であります。放射性物質の影響を受けないよう、外部から完全に遮断された施設内で、L E Dの光と炭酸ガスにより野菜の光合成を促して、培養液から栄養を与え、葉物野菜を栽培しております。昨年の4月にオープンいたしました。水耕栽培と聞いていたので、それでは水は安全なのかと心配しておりましたが、この村の生活水は全て地下水で賄っております。汚染されていない水とL E Dの光で育て、虫や菌の影響も受けず、農薬を使用する必要がないのが特徴であります。土がついていないために野菜は洗わずにそのまま食べることができて、野菜が大変日持ちします。無農薬なので安全とメリットが大きく、新しい形の野菜栽培施設でもあると感じました。栽培しているものは、レタスやハーブ、ハウレンソウなど30種類を栽培し、種まきから収穫まで約40日、1日8,000個の野菜を生産しております、1パック100円前後で販売しております。従業員は19名、年間の電気料が300万円ほどかかるそうです。

考察。放射能の影響を受け、村民が避難し、現在でも半数が帰村していない中、新しい村づくりに行政が真剣に取り組んでおります。住民の生活や雇用、経済、健康や医療などの福祉、農業、教育環境など復興への課題は山積しております。原発事故の影響で土を耕す農業ができない。今後農家はどうか。そんな切実な声が聞こえるようでもありました。そんな中、土や農薬を使わずに、天候にも左右されない、完全密封型の水耕栽培への取り組みは、新しい農業の始まりでもあり、同時に、雇用をも生み出す事業であると感じました。復興への課題は大きいけれども、故郷再生への意欲と知恵で生み出すものも多い。農業への取り組みは環境によっても左右されます。この水耕栽培は、今後ふえていくのではないかと確信いたしました。

次に、栃木県鹿沼市にありますまちの駅「新・鹿沼宿」の運営事業についてでありますけれども、鹿沼市は人口約10万人、県都である宇都宮市と観光地の日光市に隣接し、市内には東武日光線とJR日光線が通る地理的にも恵まれた都市であります。東京までの所要時間は80分。ここにいますまちの駅とは何かということですが、国交省が認可し、幹線道路の傍らにある24時間利用可能な道の駅とは違ひまして、中心市街地の活性化を目的としているのがまちの駅であります。人と人が出会って、地域のいろいろな情報を得られる市民主体のまちづくりの拠点であります。誰でも使えるトイレと休憩所があり、地域の情報を丁寧に教えてくれるまちの案内人がおります。全国のまちの駅と情報交換して、相互にPRもしております。

この「新・鹿沼宿」は、市内に94カ所まちの駅がありますけれども、その中心となっております。住民が自主的に登録申請して許可されると、このまちの駅に認定されるわけがありますけれども、あとは自己責任で運営していく駅で、市がこれを応援しております。この「新・鹿沼宿」の中には、観光案内や飲食店、物産館、トイレ機能から成る、これは複合施設であり、バス停と駐車場を完備した交通、観光の結節点でもあります。

建物の特徴としましては、歴史的にも古い街道沿いにあるため、建物に鹿沼産材を生かし、外観に

はこの街道の特徴でもあります千本格子、切り妻屋根を、そして本館にはむくり屋根を使用して、宿場町の特徴を非常に出しております。また、トイレ空間は開放感と明るさを意識して、日本一きれいなトイレを目指しております。総事業費は9億5,500万円、まちづくり交付金が全体の48%で構成されております。

運営方法と運営主体でありますけれども、観光案内や情報発信機能、食機能、トイレ機能などの複合施設でありますけれども、それぞれの機能は提供者を個別に選定しております。その上で、運営や経営の戦略、販売促進のイベントの企画立案などを行う運営協議会を設置。参画する全ての人の満足を得られるような運営を目指しております。設置者は鹿沼市、管理者は観光物産協会であります。運営はまちの駅新・鹿沼宿運営協議会であります。

考察。ゴールデンウィークには2万人が来場したという「新・鹿沼宿」。伝統と豊かな大地が育んだ鹿沼ブランドには、さつきポークですとか麻、たんす、イチゴ、梨、トマトなど14種類を認定して、直売所では鹿沼産のものだけを販売しております。年間3億円の売り上げを上げております。設営から3年間は民間に委託。まちの中のそれぞれの駅とも連携して交流しながら、栃木テレビやインターネット、口コミなどさまざまなPR力を駆使して情報発信をしております。旅行会社50社と提携して、年間700台の観光バスの休憩所としても提供しております。休日になると野外コンサートやイベントがめじろ押し、お祭り広場として若者が集う市民交流の場となっております。こうした積極的な取り組み、民間力の生かし方、全てに活力を感じるまちの駅でありました。

玉村町では、道の駅オープンを来年に控えております。多くの意見を取り入れて、特徴がある道の駅となるよう要望したいと思っております。

以上、委員会報告といたします。

議長（柳沢浩一君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） おはようございます。文教福祉常任委員会所管事務調査報告を行います。

会議規則第77条の規定により、以下のように報告をいたします。日時、平成26年5月9日午前9時から午後0時3分まで全員協議会室及び町内の歴史資産の施設を現地調査いたしました。出席委員は、文教福祉常任委員及び議長に参加をいただきました。出席者、説明者についてはごらんのとおりです。とりわけ今回、文化財調査委員長の村田敬一先生に特段にお願いし、施設の説明をいただきました。お忙しいところ、本当に感謝申し上げます。

調査経過について、まず最初に歴史資産を生かしたまちづくり。21世紀を迎え、まちづくりも古いものを壊して、新しいものをつくるスクラップ・アンド・ビルドでなく、今あるものを大切に生か

していくストック・アンド・クリエイトという手法が見直されているが、その主体を担うのは地域住民である。効率ばかりが求められ、個性が喪失してしまった金太郎あめのまちづくりが過去のものとして反省され、地域のアイデンティティーある歴史、文化を生かしたまちづくりが脚光を浴びております。文章は長文なので、かいつまんで説明をいたします。

次に、歴史資産を生かすまちづくりへの取り組みになっているわけですが、このような状況の中で町が平成14年度に実施した旧玉村宿地区の歴史資産基礎調査をきっかけに、平成15年6月に町の中心地である上下新田の4丁目から354号線沿い地区を対象に、住民と行政が協働し、自分たちの町の財産である歴史資産や誇りを再認識し、今あるものを大切に生かしながら、新旧調和のとれた愛着を持って暮らせるまちづくりを目指し活動するまちづくり玉村塾が誕生したそうです。

この塾の活動目的は、まちづくり玉村塾の目指すまちはどんなまちかということ、懐かしさに振り返りたくなるまちである。具体的には次のような4項目を挙げ、イメージで呼びかけていると、暮らしに安心のあるまち、暮らしの記憶を未来に生かしているまち、人の背丈で歩いて暮らせるまち、緑と水にこころ癒やすまち、こんな考えで活動を続けているようです。そして、玉村塾の景観まちづくりガイドラインの提案、ぼくのお家も景色のひとつという中では、暮らしに安心のあるまち、暮らしの記憶を未来に生かしているまち、人の背丈で歩いて暮らせるまち、緑と水にこころ癒やすまち、以上のようなテーマで9項目のごらんのような提言を行っています。

以上のような説明を踏まえ、玉村八幡宮、井田家住宅、重田家住宅、嚮義堂などの町内に散在する歴史資産の調査を現地にて行いました。詳細については、お配りした文書のとおりです。

考察といたしまして、かつて江戸時代、日光例幣使道の宿場町として栄えた354号が走る町の中心である上新田、下新田地区は宿場の面影を残しているが、一方都市化の進展とスプロール等による商店街の衰退、虫食いの建物更新や更地化が進み、町並みとしての調和や地域性の喪失が懸念されている状況であります。まちづくりのあり方が問われている。住民と行政が協働し、自分たちの町の財産である歴史資産や誇りを再認識し、今あるものを大切にしながら、新旧調和のとれた愛着を持って暮らせるまちづくりを目指し活動する玉村塾が活動しているわけであります。

続いて、現地調査を行いました。何と云っても、今回は村田先生に同行いただきました。村田先生は、県内でもこうした歴史資産についての研究の第一人者ということで、極めて懇切な説明をいただきました。村田先生は説明の中で、歴史資産を生かして保存していく必要があると、これは全くそのとおりなのですが、何でも行政に頼むということではなく、観光を含めてまちづくりの中で活用してこそ生かされるのではないかという指摘をいただきました。

当委員会としては、今後も歴史資産を生かしたまちづくりに力を入れて取り組んでいくことを報告し、以上で委員会の調査報告といたします。詳細については、お手元の文書をごらんいただきたいと思います。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 以上で、文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。
 これをもちまして、閉会中における所管事務報告を終了いたします。

○日程第5 請願の付託

議長（柳沢浩一君） 日程第5、請願の付託について議題といたします。

ただいま議題となっております請願については、お手元に配付してあります文書表のとおり関係常任委員会に付託し、今定例会開会中の審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

平成26年6月5日

玉村町議会第2回定例会

請 願 文 書 表

受理 番号	受 理 年 月 日	件 名	請願者又は代表者 住 所・氏 名		付 託 委員会等
2	26. 5.23	新聞への消費税軽減税率適用を求める請願	紹介議員	浅見 武志	総 務 常任委員会
			群馬県前橋市古市町1 5 0 2 上毛新聞社販売局内 群馬県新聞販売組合 理事長 金井 美次		
3	26. 5.27	「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」提出についての請願	紹介議員	宇津木 治宣	総 務 常任委員会
			前橋市本町3 9 1 0 群馬県労働組合会議 議長 真砂 貞夫		

○日程第6 報告第1号 平成25年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第7 報告第2号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○日程第8 報告第3号 平成25年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（柳沢浩一君） 日程第6、報告第1号 平成25年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書

の報告についてから日程第8、報告第3号 平成25年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、これより3件一括しての報告を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） おはようございます。平成26年玉村町議会第2回定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

去る4月26日、富岡製糸場と絹産業遺産群におきましては、ユネスコの世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスの勧告が公表され、世界遺産に登録することが適当であるという評価を受けました。本登録は今月ということですが、富岡製糸場と絹産業遺産群が世界遺産に登録されましたら、該当の市や町はもとより、群馬県全域の観光振興にも大きくつながっていくものと思っております。当町におきましては、この影響をうまく取り入れ、今後を活用していきたいと考えております。

さて、本定例会は本日より開会し、6月13日までの9日間、9議案につきまして提案をさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

また、一般質問では10人の議員さんから町政全般について質問をいただいておりますが、誠心誠意議論を尽くしてまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます、説明に入らせていただきます。

報告第1号 平成25年度玉村町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、平成25年度補正予算で繰越明許費として議決された事業について、平成26年度へ繰り越すべき事業費並びにその財源が決定しましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、子ども・子育て新支援制度に係る電子システム構築業務委託や斉田上之手線道路改良工事、橋梁長寿命化工事などで合計6事業、繰越総額は1億722万8000円でございます。

報告第2号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申し上げます。本報告は、地方自治法第213条第1項の規定により行うもので、平成25年度から平成26年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定したため、報告するものでございます。

繰り越した事業でございますが、南玉幹線マンホール更生工事、下新田地区、これは滝川3号幹線でございます、の雨水対策事業、下新田地区、斎田地区、板井地区、川井地区、八幡原地区の汚水幹線整備事業、その他建設工事の計8事業でございます。

事業ごとの繰越額及び財源内訳の明細は繰越計算書のとおりでございますが、繰越総額は1億7,150万4,500円で、財源内訳は国、県支出金が6,084万1,500円、地方債が1億800万円、一般財源が266万3,000円となっております。

報告第3号 平成25年度玉村町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましてご説明申

上げます。本報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定により行うもので、平成25年度から平成26年度へ繰り越すべき事業の繰越額及び財源内訳が決定しましたので、報告するものでございます。

該当事業は、上之手地内の配水管切り回し工事、これは流域下水道玉村北橋幹線管渠築造工事に伴う配水管切り回し工事でございます。繰越額は144万9,000円で、財源は全額が当年度損益勘定留保資金でございます。

以上、報告申し上げます。

議長（柳沢浩一君） 以上で、繰越明許費繰越計算書の報告を終了いたします。

○日程第9 議案第29号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

議長（柳沢浩一君） 日程第9、議案第29号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第29号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

今般市街化区域に編入される文化センター周辺地区は、用途地域を定めるとともに、地区計画を定めることが条件となっております。用途地域は、都市計画で定めれば建築確認の審査対象となりますが、地区計画は本条例で定めることにより、建築確認の審査対象とすることができます。

本条例で定める内容は、建築物の用途の制限、建築物の敷地の最低限度、壁面の位置の制限などです。この内容を条例で定め、建築確認の対象とすることで、地区にふさわしい土地利用の指導が可能となるため、本条例を新たに制定するものでございます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

10番（三友美恵子君） 今度この新しくできる地域に建築制限を設けるということですが、この地域が町長としてはどんなような地域になっていけばいいということで、この建築制限をかけるわけでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 玉村町は、今東毛広域幹線道路、そしてスマートインターが完成しましたが、東毛広域幹線道路の開通が目前に迫っております。そういう中で、このところ数年、町としても人口減少という状況が起きております。その大きな原因が、玉村町に住みたいけれども、住む場所がないというのが大きな原因となっております。そういうものを解消するというので、住みたい地域、住宅地を供給するというのが大きなこの文化センター周辺地区の開発でございますけれども、それには本当にそこに住んでいる人たちが、玉村町に住んでいてよかったと言えるような、そのような場所にするとということが大きな目的でありますので、このような条例をつくって進んでいきたいと思っております。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これをもって本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第29号 玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、経済建設常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は経済建設常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○日程第10 議案第30号 玉村町地区計画審議会条例の制定について

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第10、議案第30号 玉村町地区計画審議会条例の制定について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第30号 玉村町地区計画審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第29号で提案をさせていただきました玉村町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の規定に基づき、地区計画審議会を設置するものでございます。

本条例で設置を予定している地区計画審議会は、学識経験者、区長会長など5名以内で委員が構成

され、任期を2年とするものとなっております。議案第29号の条例が施行された後、町として地区計画の適用除外の許可及び不許可の決定をする場合には、この審議会に諮問することによって、より公平な判断が可能となるため、本条例を新たに制定するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

なお、本案に対する質疑、討論、表決は、6月13日に議案第29号の審議を行った後に行います。

○日程第11 議案第31号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第11、議案第31号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第31号 玉村町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年3月に条例制定し、現在は群馬県の基本計画に定められているアナログ関連産業、基盤技術産業、健康科学産業の3産業が終期を迎え、新たに基盤技術・アナログ技術関連産業及び医療健康・食品産業の2産業が追加され、全ての産業に国の同意を得ましたので、産業名を明記する必要がなくなったため、本改正により産業名を削るものでございます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

10番（三友美恵子君） この削除するということですね。このアナログ産業、これを。あと、医療健康・食品部門というのが新たに加わったということですが、玉村町においてこの企業はありますか。どのような企業が今度なるというか、今まであったのかなかったのか。この新しいこの医療健康・食品分野が加わったことによって、玉村町にどんな影響がありますか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） この企業が玉村町に存在するかということでございますが、新たに玉村町に進出しようという企業、工業用地を取得して工場等をつくっていくという予定の企業がこういうものがあれば、今後この企業立地法によりまして緑地等の規制緩和が受けられるということでございますので、今後進出する企業に対してこの条例が適用されるということでございます。今現在この条例が適用されているところがあるかということになるかと思いますが、今現在はございません。

議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○日程第 1 2 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 1 2、議案第 3 2 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 議案第 3 2 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に 3,651 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 116 億 1,314 万 5,000 円とさせていただくものでございます。

主な補正内容ですが、まず総務費では社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度への移行

に伴い、新たに職員研修や個人情報等の洗い出しなどの経緯が必要となったほか、魅力あるコミュニティ助成事業については、南玉区の公民館の備品等購入事業が採択となり、もう一つ、コミュニティ助成事業について、下新田の自主防災組織の事業が採択となりましたので、これらの経費を補正するものでございます。

民生費では、障害者自立支援事業として、就労継続支援事業A型の事業所の利用者が新たに増加したことに伴うものでございます。

農林水産業費では、これまで農地・水・環境保全向上対策事業が、多面的機能支払交付金事業へと移行することに伴う事業費の補正でございます。

土木費では、高崎玉村スマートインターチェンジ関連事業が高崎市の施工により必要となったため、その一部を負担するものでございます。

消費費では、去る2月の大雪により被災した住宅の修繕に対する補助金の申し込みが増加していることから、その経費を追加するものでございます。

なお、基金積立金については、桐生信用金庫玉村支店から協働によるまちづくり基金のために寄附を受けましたので、これを積み立てるものでございます。

以上が主な補正内容ですが、これらの事業の財源としては、国、県支出金や前年度繰越金等を予定しております。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

なお、本案に対する質疑、討論、表決につきましては、6月13日に議案第30号の審議を行った後に行います。

○日程第13 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○日程第14 意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（柳沢浩一君） 次に、日程第13、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第14、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見第1号及び意見第2号の2議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 意見第1号、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、一括して提

案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することになっております。

意見第1号で推薦させていただきました根岸國雄氏におかれましては、人権擁護委員として平成20年10月1日より2期にわたりご活躍をいただいております。本年9月30日で任期満了となりますが、今後も今までの経験を生かし、ご活躍をいただきたく推薦するものでございます。

続いて、意見第2号で推薦させていただきました矢島初美氏におかれましては、今年9月30日任期満了で退任される人権擁護委員の青木和子氏の後任として推薦をさせていただきます。矢島氏は、今年3月31日まで公立の小学校で教員をされており、教職の現場では人権の花運動にも携わっていました。既に人権擁護活動への見識があると考えます。また、人権擁護委員の女性委員確保の面からも、人権擁護委員としてふさわしいと考えましたので、推薦するものでございます。

以上、ご同意をいただけますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 以上で2議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第13、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する意見を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 意見なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意するとの意見とすることに決しました。

次に、日程第14、意見第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する意見を求めます。

〔「なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） 意見なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意するとの意見とすることに決しました。

議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。10時10分に再開いたします。

午前9時54分休憩

午前10時10分再開

議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

○日程第15 一般質問

議長（柳沢浩一君） 日程第15、一般質問を行います。

今定例会には10名の議員から通告がなされております。

一 般 質 問 表

平成26年玉村町議会第2回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1．役場周辺地区公共施設等高度利用計画について 2．水辺の森の周辺整備について 3．2月の大雪被害のその後について	笠 原 則 孝

順序	質 問 事 項	質 問 者
2	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高崎玉村スマートインターチェンジの開通に伴う関連地域の都市計画道路の整備状況を問う 2. 学校給食材料の現状の調達方法と、地産地消の導入を問う 	渡 邊 俊 彦
3	<ul style="list-style-type: none"> 1. 役場周辺地区公共施設等高度利用計画を問う 2. 玉村町固定資産税等過誤納金返還金支払要綱を問う 	石 内 國 雄
4	<ul style="list-style-type: none"> 1. J Aしばね支店周辺に健康増進施設を建設し、地域住民の健康寿命の向上を図れ 2. 花火大会について 3. 県立女子大との連携の現状について 4. 消費税増税に伴う簡素な給付措置について 5. 発注者にとっても受注者にとっても公契約条例の制定は必要と考えるが、その対応を問う 	石 川 眞 男
5	<ul style="list-style-type: none"> 1. 人口減少を食い止める施策の推進を 	宇津木 治 宣
6	<ul style="list-style-type: none"> 1. 人口減少対策について 2. 町活性化対策について 	高 橋 茂 樹
7	<ul style="list-style-type: none"> 1. 役場周辺地区高度利用計画の取り組みを問う 2. 子供たちが伸び伸びと遊ぶために、公園の遊具や水遊び場の整備を整えよ 3. 住民の居場所づくり。何を求めて人は集うのか。行政の仕事と住民の役割を分けるべき 	備前島 久仁子
8	<ul style="list-style-type: none"> 1. 玉村町地域防災計画について 	三 友 美恵子
9	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「魅力ある玉村町」の形成について 2. 高齢者福祉について 	原 秀 夫
10	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国・県等の事業を誘致、利活用するため、どう行動したか 2. 玉村町立小中学校生徒の体力の現状と向上策について問う 3. 大雪災害（本年2月14・15日）に対する町の対応について、どのような教訓を得たか 	町 田 宗 宏

議長（柳沢浩一君） 初めに、4番笠原則孝議員の発言を許します。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

4番（笠原則孝君） 何か時間のほうがちょっと50分ほど早まってしまったということなので、大変申しわけありません。

では、皆さん、おはようございます。ようこそ玉村町議会傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。それでは、議員番号4番、野球の打順ならまさにクリーンナップの中心となるところですが、その笠原則孝が1番に質問を行いたいと思います。

まず、第1に（仮称）まちなか交流館活用計画（案）になりますが、今までなかった交流館（案）のことですが、元上毛信用金庫が合併によって旧桐生信用金庫、6丁目ですね、の跡地の建物に予定では約5,000万円ほどの改修費をかけ、ふれあいの居場所、心配ごと相談室、そして放課後児童クラブ、ボランティアの人の集いの場、そして社会福祉協議会の建てかえまでの仮事務所と、数多くの団体の利用が計画されております。この場所が最も最適なのか、まず旧芝根地区とか旧上陽地区の人のことも考慮してのことか。また、築40年以上も経過した建物に多額の金額をかけるようだが、購入するのなら使い勝手のこともありますので、更地のほうがよいのではないか。ほかに選択肢がなかったのか、まず第一に伺います。

そして、第2、次に水辺の森周辺整備及び利用状況の頻度について。近年、烏川岩倉橋付近に白鳥が飛来し、越冬している数が100羽を超えるようになり、野鳥ファンには絶好の観光スポットとなりつつあります。また、その周辺の水辺の森では、年1回の水辺の森フェスタが開催され、初回の2012年は約1,500人、そして2013年は2,000人、第3回目となることはまた500人アップの2,500人の参加を目標とし、年々増加を見せております。また、スポーツ少年団サッカーチームは毎週土、日曜日に使用し、ノルディックウオークの会も毎月第1、第3火曜日に実施され、各スポーツ愛好者、森林浴利用者、野鳥観察、釣り、犬の散歩等、休日、祭日は家族連れの人たちの来場が増加してきているが、近隣のグラウンドゴルフ場、野球場に比べると、ショウビン沼周辺の公園としての整備はまだまだ少なく、不十分と思われます。また、今年度の協働によるまちづくり推進事業に160万円ほどの予算づけがされており、それがどのように利用、また活用しているのか、そして水辺の森フェスタ実行委員会はどのようなことをしているのか、伺いたいということでございます。

そして、第3、最後に2月14日、15日の大雪被害による見舞金支払い対象者の5月末現在における件数と金額。また、県では農業関係被害による農業支援などに244億7,500万円の補正予算を提出し、市町村による7,600人の農家と農業法人への調査で、ハウスの撤去費と再建費は計約543億円かかることがほぼわかりました。では、JA佐波管内では、パイプハウス、エコノミーハウスの90%が倒壊し、施設が80億円以上、作物が140ヘクタールで30億円以上と、合計120億円以上の被害が予想されます。当玉村町ではテレビで中継されたが、農家がされたのですが、

どれくらいの被害農家件数と被害金額なのか、伺っておきたいということで、第1番目の質問はこれで終わりたいと思います。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 4番笠原則孝議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、役場周辺地区公共施設等高度利用計画の質問にお答えいたします。（仮称）まちなか交流館として活用を行う旧桐生信用金庫玉村支店の跡地が最適な場所であるか、他の選択肢はないのかのご質問ですが、当町は高崎玉村スマートインターチェンジ、東毛広域幹線道路の開通により、広域的な交流や連携が可能となります。町内においても、交通の利便性から役場を中心とする地域は、町民全体の生活に密着した公共施設が集中しており、今後はさらに機能充実が求められるところであります。現在町では、介護予防給付の地域支援事業への移行の見直しや放課後児童クラブの対象学年の引き上げなど、制度改正に伴う対応が急務となっております。この課題に対応していくために、相当の敷地規模の施設が必要と考えられ、役場周辺の地区で検討を行ったところ、旧桐生玉村支店ほどの敷地規模はなく、旧桐生信用金庫玉村支店の跡地が適地であるとして計画をしたところであります。

また、旧桐生信用金庫玉村支店は、国道354号線、旧例幣使道沿いにあり、歴史的資産である赤れんが倉庫にも近接しておりますので、赤れんが倉庫と一体的に活用していくことは、町内外からの交流人口の増加が図れるものと考えているところでございます。旧桐生信用金庫玉村支店は、昭和45年に建築され、ことしで44年目の建物となりますが、地元の信用金庫であった上毛信用金庫の本店として長い間使われていた由緒ある建物であるということでございます。施設設備に当たっては、ふれあいの居場所、放課後児童クラブなどの機能を充実させ、地域住民の交流やにぎわいの場としての魅力を高めてまいりたいと考えております。

高度利用計画は、少子高齢化社会への対処、利用者満足度を高める公共施設のあり方、中心市街地としての機能強化、にぎわいの場の創出等の観点から策定を行っており、役場周辺の公共施設の機能を充実させていくため、各施設の整備につきましては計画的に実施をしまいたいと考えております。なお、当面の間は、障害者福祉作業所建設に伴う社会福祉協議会の事務所として使用をしていきたいと考えております。

次に、水辺の森周辺整備についての質問にお答えいたします。ショウビン沼周辺の公園整備が不十分のご指摘についてお答えいたします。以前の一般質問においても、ショウビン沼の管理についてご指摘をいただいております。現在では、町としてもショウビン沼及び沼周辺環境整備に注意をし、環境整備を少しずつではありますが、実施しております。実施した内容は、平成24年度より草刈り方法を変更し、沼周辺で刈り取った草は現場に残さない方法に改め、24年度、25年度には沼に堆積した土砂のしゅんせつ、土砂ごみ等の堆積物の処理を実施いたしました。昨年度は、沼に水がたまるように工夫をして、沼の縁まで水がある状態となって、子供たちも魚釣りに来るようになりました。

また、水辺の森公園西側、玉村南ポンプ場東のせせらぎ水路と公園入り口で水路清掃及び水路に常時水が流れるように改修を行い、公園入り口がわかるように看板も設置をいたしました。

本年度は、公園内の木柵や水路や沼にかかる橋、ベンチ等に老朽化が見られるため、木部塗装を実施する予定でございます。せせらぎ水路周辺では、樹木管理方法を見直し、既に委託業者へ発注しております。以前より少しずつではありますが、ショウビン沼の環境も改善していると思われまます。今後もさらに周辺環境がよくなるよう検討していきます。

次に、協働によるまちづくり推進事業の予算166万8,000円の内訳であります。協働によるまちづくり職員研修、自治まちづくり広場基調講演会の2事業における講師謝金として16万8,000円、協働によるまちづくり提案事業として公募団体に対する30万円の補助金、これが3団体分でございます。3団体分の90万円でございます。それと、水辺の森有効活用実行委員会が実施する水辺の森有効活用プロジェクトに対する補助金が60万円あります。

続きまして、この2月の大雪被害のその後についての質問にお答えいたします。5月末現在のカーポートなどを対象とした見舞金が785件、金額にして1,570万円、住宅の修理に対する補助金が276件、金額にして1,764万1,000円となっております。農業用ハウスの見舞金の5月末現在における支払い対象者は110件、金額は550万円でございます。

次に、農業用関係施設の被害件数、撤去の進展状況、新設資材の供給及び被害金額についてお答えいたします。施設の被害件数は、被害調査により191名、334件となっております。ハウスの撤去の進展状況ですが、パイプハウスは農家の自力撤去によりほぼ終了し、鉄骨ハウスについてもおこなわれてはありましたが、終了しつつある状況でございます。新設資材の供給状況は、農協によりますとパイプハウス用資材が一部入荷し始めている状況でございます。まだ被害を受けた方全てに行き渡る状況ではなく、全量入荷のめどは今のところ立っておりません。

最後に、被害金額ですが、県の示した再建単価を用いて算出したところ、約9,700万円となっております。また、国の被災農業者向け経営体育成支援事業の要望調査において、助成対象者82名、補助事業対象事業費約5億5,000万円となっております。大雪被害の復旧に向けては、国、県、JAと連携し、被災農家の一日も早い営農再開に向け、町も全力を挙げて支援をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） それでは、今度は自席にて質問をいたします。

まず、1番にまちなかの交流館活用計画なのですが、これ前にも言いましたけれども、44年たっているということなので、当時のを見るとコンクリートでつくってあると。そうしますと、やはり見てきたところによると、幾ら補修しても、やはりカビの発生とか、まして見てきましたら、あそこは

金庫室があるのですね。金庫室というのは外から賊が入らないように、または火災の影響を受けないように窓がなく、本当にそのような状態に入ると、冷蔵庫の中に入れられたような状況になってしまうのです。あれが大部分、見たら占めているのですけれども、それを活用できるのですか。それが一番なのです。あとは、まあ間仕切りしてあるからどうにもなるけれども、あれだけは、ましてそれが一番いい正面のに入ったところの奥、カウンターの奥。これ改修するといっても、これやったら恐らく柱がおかしくなってしまいます。そんな状態でいいのかということなのです。

なぜこんなことを聞くかといいますと、補修に5,000万円かけて、その前にあそこは勤労者センターですか、勤労者センターに防水工事でたしか1年半ほど前に1,700万円ほどかけたと思うのです。今度は、農協がもう恐らく6月の中旬あたりから今の入っているところを壊して、今度南側のところへ何か鍵型でつくるようですが、そして聞いてきましたら、そうすると斎場のほうの関係で、あそこへ今度農協の跡地のほうへ置くようになる。そして、農協としては近い将来、どこのメモリーもそうですが、遺体を自宅でやる、通夜でやる、遺体を移動するのが大変なので、遺体と一緒に泊まれる施設をつくりたい。あるいは、そこで法事をやりたいということで、今の勤労者センターあたりを何とかということになっているのですよ。そうすると、このところ、近いところ、一、二年のうちには勤労者センター1,700万円かけても、わずか5年弱ですよ、返さなくてはならない。そうすると、建て直し。こんな無駄が、正直な話、桐生信用金庫のそういう改修する場合、その計算までしたのかと。

いろいろ聞いてみますと、一番のあれが、社会福祉協議会がそろそろ、あそのあれはたんぼぼですか、老朽化してしまったから建てなくてはならないということになっています。それなら、ではあるところへ入れればいいのではないかとこの安易な考え方ではないかと思うのです。別につくる建築期間の間だけであれば、今やおしんさんの跡にプレハブを建てて、それでしのいでもいいのではないかと、こう考えるのですが、町の皆さんが今後、今計画した課長さん連中は5年後には恐らくみんな退職してしまっていないと思うのですけれども、ではその場合、農協の勤労者センターみたいになって、5年後で何か起きてしまったときは誰が責任をとるのだということなので、その辺を詳しくちゃんと長期計画で、では5,000万円かけたのであれば、最低少なくとも15年ぐらい使ってもらわなければ元が取れないと思いますよ。

あその面積がちょうど今いいと答弁がありましたけれども、面積にしても恐らくあそこは1反ぐらい。一番困るのが、真ん中に個人住宅があるのですよ。やはり個人住宅の方が正直な話、今のところ町では大分赤れんがだの何だのと騒いでいるが、本人は生活するのに、はっきり言って聞いてきました。非常に困るのだと言っているのですよ。だから、その辺を解決しなければいけないのに、周りだけどこどこやってしまっているのかということもあるので、その辺を詳しく調査をした上でのことか。あるいは、あの周辺の人に、どこでもそうなのですから、建物を建てる場合は事前にみんなどこでも判こをもらうのですね、建物を建てるけれども、どうですかと。建っているからいいという

ものではなく、やっぱり公共的なものなのだから、あの道路の反対側、周囲、やはりその周囲、あそこを中心に少なくとも100メートルぐらいの人には、やっぱり同意を得ないと非常に困るのではないかと。

それで、今私が、どこもそうなのですから、川柳なんていう今度やるからと考えたから、いいですか。「道通り 町なか通りは 人はなし」と、こういうふうになってしまうのですよ。確かにこの道が通る。町なかの通りは人はなしと。どこもみんなそうなのです。そんな中でやっていって、再生を狙うと言っているけれども、そんな簡単なもので町なかのにぎわいがとれるかなというところなのですが、その辺を詳しくお聞きしたいと思います。

議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） いろんな質問項目が多岐にわたっていましたので、まずは適地かどうかというところからお話しさせていただければと思っております。

皆さんご存じのとおり、桐生信用金庫玉村支店は旧上毛信用金庫だったわけなのですが、こんな写真をちょっときょうは皆さんにお見せします。これは、昭和45年3月に今の建物が建てかえになる前の旧上毛信用金庫の店舗だったのです。撮影年月日は昭和45年3月です。今の店舗が竣工したのが昭和45年の春以降で、ちょっと月はわからないのですが、ほぼ直前の写真です。当時上毛信用金庫は、信用金庫法ができて昭和23年に地元玉村町の経済界の期待を受けてできたものです。当時からそういった経済界の期待に応えてつくられた建物が、さすがにこれでは機能不十分だろうということで、恐らく昭和45年に建てられたものなのです。当時の竣工図などを見ますと、鹿島建設が設計、施工しております。相当当時の方々の思い入れが強い建物であったのではないかと。工事費がどのくらいだったか、ちょっと資料はありませんが、恐らく相当な額であったのだと思うのです。

先ほど町長答弁の中に、由緒ある建物だという意味は、そのような意味を込めて町長はお答えしたわけでございます。確かに築44年ほどたっている、老朽化しているということで捉えるならば、そういうことになってしまうのだと思うのですが、ご指摘の耐用年数だとか、そういうことも懸念されましたので、耐震診断をしております。その結果、耐震補強工事は必要はないというふうな専門家の診断を受けております。ですから、例えば小中学校に見られるような筋交いを入れるとか、そういうような大がかりな耐震補強工事は必要ないというふうな判断をさせていただいております。

いろいろ今議員さんから多岐にわたったご質問をいただいたのですが、あとは先ほど常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告の中にもありましたように、この秋の広域幹線道路、国道354バイパスの開通に伴って、旧道になってくるわけですね、今の354は。誰も生活道路になってくるだろうということは予想される場所なのですが、それ以前に既に生活道路になる前にかつてのにぎわいなくなりつつあって、私がかつてのころ、森下で生まれたのですが、町へ行ってくるというと、今の上下新田のところへ行くことを意味していたのです。上陽地区ですから、あとは駒形へ行くことも町

へ行くというような表現をしていましたが、そのぐらい活況を呈したところだったわけです。それがいろいろ理由はあるにしろ、今のような姿になっておるといことは、誰しも憂うべきことかなと思われるところなのですが。

そういうのを対処の方法として、かつてのにぎわいを戻すというのは、これは現実的には不可能だと、議員さんおっしゃるとおり、思います。ただ、いずれの自治体においても、中心市街地の活性化のために何らかの方策をとっているというのが事実だと思います。前橋市にばかり、高崎市もそうです。伊勢崎市も区画整理事業を行ってしております。やはり玉村町においても、国道354号バイパスができて、生活道路に戻るといようなことを適期と捉えて、そこに公共施設、人が集うような公共施設を整備することによって、またその時代に応じた、ニーズに応じた公共施設を整備することによって、公共としてできる範囲の中でのにぎわいを取り戻していきたいというのが今回の計画の趣旨でございます。

また、あとの石内さんの質問にもございましたが、地元への周知ということも、これも大事なことだと私は思っております。竹内さんにも直接お会いして、計画の説明をいたしました。その辺の細かいところは石内さんの一般質問で問われていますので、このぐらいにとどめさせていただいて、了解をいただいております。

以上、ちょっと長くなりましたが、お答えさせていただきました。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） 何か今聞くと、もう建物を何かに使っていききたいと。鹿島建設がつくったやつだから、44年前だといような今返答は来たのですけれども、確かに頑丈なのです。銀行の場合、銀行強盗されないように相当コンクリートも何も入って、普通の建物よりも。だから、耐震が要らないのです。

ただ、そうなりますと、いろんな問題が起きているわけですよ。今そんなことは、海砂は使っていないかもしれないけれども、東京の高速道路の羽田へ行くところ、もう既にコンクリートが剥離されてしまって、大体コンクリートがやってみて、どうやっても本当に最低やっても60年なのです。そうすると、もう44年過ぎていると。あと16年たったらやらなくてはならない。見たところ、前はカウンターがあって、あのままあそこで正直な話、商売するのなら、カウンターがあつていいのではないかと思うのだけれども、できるものだったらもう少し考えて、どうせお金をかけていろいろ町なかをつくるのであれば、つまらないちまちました金額でちょこちょこやるのではなく、やっぱりプロジェクトをつかって、正直な話、よその町なんかへ行ってみれば、町なかを興すというので、昔の全部古いときの看板が立っていますよ、ずっと町を統一してしまって。だから、先ほど規制をかける、建物の規制をかけると言ったけれども、見てみたら、住宅地にそれ以上高いものを建てないでという程度ぐらいで。そうではなく、どうせ町なかをやるのだったら、もうそこまで衰退してしまったのだ

から、正直な話354は。境から始め全部通ってきて。やはりやるのだという意気込みがあるのなら、それこそ町の通り、角町から正直な話、8丁目あたりへ来るまで、わずかあれが全部やっても2.ちょっとぐらいの距離しかないのです。そこを本当に再整備ぐらいの気持ちでやれば、正直な話、五所川原市ではないけれども、青森市のねぶたでやられたと。それでは、うちは何やろうか。ああ、立佞武多があったと。18メートル、23メートル、立佞武多を動かすには電線が邪魔だ。では、この際一層のこと、全部町をつくりかえてしまおうということで電線を全部地下へ入れてしまって、幅も広げてしまって、立佞武多をやったら、正直な話、青森市のねぶたよりも今好評を得てしまったと。やるのならちまちましたことをやらないで、町の再生のためにおろすのであれば、びしっとした整備でやって、ちょこちょこ缶詰の缶ではないけれども、あっちに少し、こっちに少しではなく、びしっとやったほうがいいのではないかと私は思います。

なぜかというと、正直な話、今言ったとおり。国道354バイパスができて、これがインターが関越くぐって、そして何回も言っている、北関東まで続いていると。正直な話、もうこんなところないのですね、私がずっと一回り全部大体高速道路行ってみたけれども。まずこれだけの町なのだから、ではどうしたら売れるか。道の駅もつくってくれる。本来、あれはできないのです。町長に力があつたか、誰があつたか知らないけれども、道の駅というのは平均10キロ離さなくてはならない。それをわずか、前にも言ったとおり、約300メートルで向こうとこっちでできたのです。だから、その辺をよく利用して、それを今度衰退した町であれば持ってこられるような方法を考えてやらないと、ただあいていました、どうですか、直します、入ってくださいではなく、いろいろとそのプランというのですか、まちづくりを基本から考えていただきたい。そして、ただ詰め込むのではなくて、もっとうまい有効な方法はないかと。ちょっと壮大なことを言ってしまうと申しわけないのですけれども、何か意見があつたらひとつよろしくお願いします。予算も116億円からまた5億円ばかりふやしたのだから、補正で。よろしくお願いします。副町長。

議長（柳沢浩一君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

副町長（重田正典君） 急に振られまして。

この整備なのですけれども、発端は障害者の福祉施設を早急につくろうということで、それが出発であります。そのためにも、いろいろ障害者福祉施設についても位置についてどこへやるかというのがいろいろありました。現状で社会福祉協議会のところに現在プレハブで増築した部分もあり、それも使えるというような形から、あそこのところがいいのではないかという結論に至ったわけですが、笠原議員のおっしゃることは非常に壮大でかくて、20年、30年先の玉村町も見据えての話だと思ふのですけれども、当面の障害者の方々のお困りを解消するののも一つ町の責任だということで、そのような形ということでご理解いただければと思います。

今後、複合施設等の計画も10年間のスパンの中にあります。それを見据えて、今後その時代に合

った状況の中で変更を重ねて、よりよいものをつくっていかれたらと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） また追ってあれになると思うのですけれども。

まず、福祉の問題があったのなら、私なんか前から言っていたのですけれども、なぜ福島のところの建設会社が分譲したとき、あの対面を買っておかなかったのだと。今もう民間に売り出してできる。ちょっとあの辺が私なんか見て、あれだけ売り出したのだから、あそこを買っておけば、ちょうど向こうにのぼらと対面になっていいのではないかと。そして、そうなれば、あの橋ができてどこからでも来られると思ったのだけれども、今はもうそういう計画もなくて、あちらへいつてしまっているというような状況で。できれば失敗のないように、どうせお金をかけるのだから。できれば私は再度更地か何かにして、新規にやったほうがいいのではないかという意見でございます。この事件をやっている、もう半分、幾らもなくなってしまうので、では次の第2の質問の水辺の森のほうへ移っていきたいと思います。

水辺の森なのですけれども、これこの間私が行ってみました。大分正直な話、育ちもよかったので、相当草も生えてきてしまって、ちょうど宇貫のほうからですか、ちょうどバイクで宇貫のところから前へおりて、それからずっと来て入ってみました。大分非常によく、場合によっては群馬の森よりもいいよと、正直な話。なぜいいかという、周りに烏川は流れているし、はっきり言って水分的な要素もいっぱい出ているということで。だから、あそこは本当に開発して相当にすれば、いい観光の財産になる。ここにも述べているように、またその近くには、これはボランティアの団体がやっているのだから知らないけれども、ちょうどいいぐあいに、今までは館林市の多々良沼のほうへ大分白鳥が行っていたというけれども、去年あたり見ましたら、本当に100羽ぐらい、その上いるのですよ。そうすると、恐らく人間の巣ではないけれども、ことしの冬には恐らく百二、三十羽になってしまうのではないかと。そうすると、相当なこれ近郊で前橋市、高崎市、この辺でないのですね。これをうまくやって考えて、こちらと水辺の森。そして、このフェスタのほうも、玉村町にははっきり言ってお祭りなんていうのはみんな分散していて、祇園祭ぐらいだったのですよ。その祇園祭も我々子供のときは、今課長が言ったけれども、大分にぎわったけれども、もう平気で町の中を通ってもぶつからないのですね、祇園通りで引っ張っても。そのような状態、子供がいなければそれまでなのだけれども。そういうのを盛り返してやるのであれば、そこを利用して年に1回やっているようですが、大分人もふえてきて、大分目のつけどころがよかったですのではないと思う。

それにしても、ちょっとまだできないと。いろいろ聞いてみたら、先ほども167万円のやっていると言うけれども、正直な話、私思うのですけれども、何か実行委員会が何かできたといっても、お金だけ払っても、体でイラクの戦争ではないですけれども、汗を流さない人の何かを幾ら集めても同

じですよ、正直な話。検討だけして、会議だけ開いて、体を動かさない。いっぱいいるのです、そういう人が。口だけというやつ。そういう人のほうが多い。これやっている人に聞いたのですよ、本当にはっきり。我々はやっているのだと。何で藤川のほうからあっちへ行かなくてはならないのだという話も出ているのですよ。それで、やっぱり中でいろいろ聞いてみたら、言ってくれということで私は代弁して申し上げますけれども、非常に金が欲しくてやっているのではないよと、まず。とりあえず健康維持にもなると。そのかわりやりがいを、これだけやったのだというやりがいが欲しいのだと。それには、やはり1日、年齢的に皆さん第一線から去って、第二の人生を有意義に、社会の何かのためになるかと思ってやっているあれだから、少しはそのくらいはお茶の水だけではなく、大体12時過ぎまでやっているのだから、少しぐらいのことは考えてくれという意見ももらったのですよ。

それで、確かに業者に頼んできれいにした。この間も言ったのですけれども、業者に頼んで、みんなあそこをとったわけです。正直、誰もあれで1,000万円かかったのかと。相当な泥でかかるけれども。それだったら、あのくらいだったら、正直な話、ボランティア団体、会議を開いている連中に長靴を履いて入ってもらう。そうすると、あのくらいできますよ。機械でやるのなら。だから、できれば、ただ見て業者にやるのではなく、こういうことがあるのだけれども、業者に頼んだらこれだけの見積もりが出たけれども、皆さんのそういう団体、協働のまちづくりの団体でこれできますかと、逆にね。見積もりを業者からとって、それで提案してみるやり方をしたらいいのではないですか。そうすれば、仮に1,000万円かかる費用だったら、それをボランティアがやったら5,000万円かかれば5,000万円プラスですから。

議長（柳沢浩一君） 笠原議員、問題を整理して。簡潔に質問をしてください。

4番（笠原則孝君） ですから、その辺のことをよく考慮してやったらいかかなと思って。では、金田課長、よろしくお願いします。そちらのほう。簡潔にと言った。

議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） 水辺の森で実行委員会、町民の方が実行委員会を組織してフェスタ開催、ことしも準備が始まっていますが、3回目になるわけなのですが、水辺の森をせっかくあれだけのものがあるにもかかわらず、町民が余り利用していない。だから知られていない。そういう悪循環を断ち切るために、住民の方があそこに問題意識を持って始まったのが水辺の森のフェスタだったわけです。

やはりそこに問題意識を持っている活動ですから、非常に評判もよかったわけです。それで、今現在の形にあるわけなのですが、ただ私は水辺の森を会場にして使うということと、水辺の森を住民活動団体の方が維持管理するというのは、ちょっと違うのかなという気がしています。やはり維持管理のほうは専門業者でなければやはりできない。重機等の労働力だとか、その辺技術的なこともありますので、できない部分もありますので、それは町が責任を持って水辺の森の整備、維持管理をした中

で、その活用面を住民の力、知恵でいいものに仕上げていくというのが望ましい姿かなというような気がします。また、実行委員会のほうも自分たちで持ち寄って、刈り払い機を持って草刈りとか、そういうことは十分できることですので、それはお願いして、大がかりなものについては従来どおり町のほうで維持管理していくというのがいいのかなと思っているところです。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） では、その大がかりなというのはどの辺まで言っているのですか。ちょっとお聞きしたいのですが。

議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） しゅんせつ工事とか、そういった部類かと思っています。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） それでは、この実行委員会、どんなようなことをやっているのかということをお聞きしたいのですが、ちょっと細かくでもないけれども、先ほどもちょっと言ったようなのですけれども、ちょっと説明していただけますか、実行委員会。

議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） きょうも実行委員の方が傍聴に見えられていますので、ちょっとプレッシャーを感じるころなのですが、昨夜も7時から実行委員会がありました。代表が下新田の加賀美宏さんが代表をされていまして、あとはそのほか、前回のフェスタにかかわった方も中心になって、また新しい方々にも声をかけつつ、今回のイベントをどうにしていけるか、フェスタをどうにしていけるかということで、いろいろ相談しています。その中で、やはり会場は都市建設課が管理する水辺の森ですので、そことの連絡調整、意見交換などもしながら今進めておるところです。聞くところによりますと、ことしは少し健康面というようなところを出していくようなことも聞いております。ちょっとその辺がことしのカラーかなという感じがいたしております。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） 何か実行委員会のほうが大分あれだということけれども、やはりそれはそれなりに、ではどのくらいのところまでが実行委員会が出ていく範囲か。例えば会議を行うよと。初めのうちははっきり言って何人か数多くいたと思うのです。最近になって大分数が本当に少なくなってしまっていて、登録はしてあるのだけれども、何でもそうなのです。何でもそうだけれども、最初は20人い

た。最終的になったら3人になってしまったと。そのようなことがないように。それとやっぱりやってくれる人たちには、それなりの労苦ですか、労苦には報いるように、できれば町のほうも考えていただきたいと。今言いましたけれども、しゅんせつの作業だと言うけれども、実行委員の人にして、このくらいのことはできますかと、できれば土木屋さんに出そうと思うのだけれども、できるならやっつけてくださいますかというようなこともちょっと。やっぱり会議というのはそういうことをやるのが。ただ集まって、いついつやって、何時から何時までやって、何の業者を呼ぶかではなく、土台から考えていかないとちょっと大変だと思います。

それと一番心配なのは、あそこは水が流れてきますね。あの水の水質検査というのはやっているのですか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 私どものほうで水辺の森の管理ということでさせていただいていますが、あそこの水の水質検査をしているのかということですが、あそこは農業用排水ということで、実際今現在も魚釣りでちょっと子供たちが遊ぶとか、それぐらいの利用度というふうになってきているのかな。水としてはですね。また、あとは芝生のにぎわい広場でいろんな遊びをしていただくとか、あとは遊歩道の中を散策していただくというような状態で使っていただいているのが現状かと思えます。実際そういう面で農業用の排水ということで、水質検査等は行っておりません。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） あそこを利用する人が、子供がやはり入って行ってしまいうらしいですね、暑いとね、ぼちゃぼちゃと。それで、あれと言っても子供だから入って行ってしまおうと。そうすると、やはり今正直な話、皆さんどこもそうなのですが、放射能の件も、それはそんなになることはないのだけれども。そして、ましてあそこの水はあれとは関係ないと思うのだけれどもね、処理場の水とは。そんながあるので、やはりやっている人が、できればあそこで月に1回ぐらいでもいいから、人体に影響がないくらいでいいから、飲料ではないから、それぐらいの検査はしていただきたいと。

また、はっきり言って公園であれば、子供がおこったの何だのということがありますから。水辺という名前を使っているからには、そのぐらいの配慮があってもいいのではないかと思いますので。ひとつそんなに検査料かからないから、月に1回、2週間に1回ぐらいは。まして、冬場はほとんど枯渇していますから、これからです。田植え時期から、正直な話9月ごろまでの間は、やはりちょっとしたほうに何かあったときにいいのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 確かに水辺の森というふうに名前を書いてございますので、やはり

水と親しむ公園としてご利用いただくというのが非常にいいのかなというふうに感じてございます。

しかし、あそこの水路は、先ほども申し上げましたように、農業用排水ということでございます。ですから、水辺の森実行委員会等ともいろんなお話をさせていただくのですが、子供が入って小川のように遊べないかとか、いろんなご提案をいただいております。しかし、あそこが河川敷内でございますして、その水量を調整するとかいろんな問題等もございます。そういう面で簡単にそこいらができないということで、私どもとすると水の中に入らないでくださいというような看板を逆に立てさせていただいているというのが状態でございます。というのは、やはり水がいつふえるかわからない。また、排水ですので、どんなものが流れているかわからない。一番怖いのが、やはりガラス瓶等のかけら等が入っていた場合に、やはり子供さんたちが素足等で入っていただくとけがをすとか、そういう面でやはり非常に危険性があるのではないかとということで、水辺の森実行委員会の川遊び等のときは、そのときには川の中を執行委員さんの皆さんがさらっていただいて、安全に入れるような格好にさせていただいて、子供たちに入らせていただいているというのが状況でございます。そんなようなところがございますので、また今後とも有効に利用できるようにとは考えていきますが、今現在ではちょっと水質検査等までいくということまでは考えておらないというのが状況でございます。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） 今課長に反論するわけではないのですけれども、水の検査をしてくれと言っているのですよ。そんなにお金のかかることも、手間のかかることもないのだから、とりあえずしておけば、とりあえず2週間前までは大丈夫だったのですよでいいのではないですか。それで、今度は話をこっちへ持って行ってしまっただけで、ガラスがどうのこうのになってしまっただけで、ただ、水の検査をしてくれと。あそこへプールつくってというのではないので、ぜひその辺を。リトマス試験紙を入れて、はっきり言うと、それで酸性だかアルカリだかな見るぐらいで。それで、あともう一つの紙を入れれば出てしまうのですよ、はっきりと。そのくらいのことはちょっと2週間に1回ぐらいやってもいいのではないかなと思うのですが、いかがなものでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 月1回程度の水質検査ということでございます。また、今後検討させていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） 次に、3番の最後に、この大雪による被害なのですけれども、何か玉村町のほうも大分予期しない金が、どこもそうなのなのですけれども、家庭でも出たと。ちょっとあれなののですけれども、玉村の何だよりですか、あれを見ると6月いっぱい締め切りますよというのがありまし

たけれども、これ住民の方、割かし知らないのがいるので、ちょっとその説明を。これは経済産業課の課長になるのかな、どちらかな。していただけますか。

議長（柳沢浩一君） 生活環境安全課長。

〔生活環境安全課長 齊藤治正君発言〕

生活環境安全課長（齊藤治正君） 大雪に関する見舞金補助金の関係でございまして、先ほどお話がありましたとおり、まず2月に降った雪につきまして、当初3月の上旬に回覧を通しまして一応毎戸回覧ということでまず周知をさせていただきました。それから、同時にホームページという形での掲載、これはそういう環境がある方のみということになってしまうのですけれども、いろいろその中で電話等の問い合わせとかいろいろある中で、6月30日、今お話がありました6月30日につきましては、見舞金のほうの締め切りということでございまして、住宅に付随しない代表的なカーポート、そのようなものの被害につきましては修理等まで求めておりませんので、被害状況がわかる写真、そのようなもので確認をさせていただく中で、申請だけのものでもできますので、一応6月30日をもって受け付け終了ということで周知をさせていただいております。

一方、住宅本体に係るものにつきまして、修理をしなければならない被害ということでございますので、当然工事がかかわるものでございます。いろいろ意見がある中で、ほかの市町村、特に市ですか、市については市内業者とかというような条件をつけておりますが、玉村町におきましては町内の業者のみで対応するというのがなかなか難しいという判断をこちらがいたしまして、限定のほうはしております。また、雪の被害につきましては、これ玉村町だけではなくて、群馬県内近隣地域においても被害がありまして、当然工事のほうの必要性も生じておりますので、6月30日ということではなくて、補助金につきましては12月の26日までということで周知のほうをさせていただいております。

以上でございます。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） 大分いい説明をしてもらいまして、何か知らない人がいるので、あれということにならないように、できればここで再啓発ですか、したいと思います。

それと、今度は経済産業課の課長になるのですけれども、これ既にずっと見て歩いたら、もうほとんど玉村町としてはパイプハウス、残骸がほとんどなくなりました、正直な話。なくなりましたけれども、私の知っている人も、「おい、いつできるんだや」と聞いたら、「いつかわかんねんだよ」と。恐らくハウスが壊れたうちで、これで年内に建てて、例えば年内に地場はいいとしても、ビニールハウスでやる場合、トマト、キュウリ、これ年内にできる農家というのはあるのですか。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 先ほどの町長の答弁の中でも、パイプハウス資材が一部入荷し始めているというようなお話をさせていただいたのですけれども、農協のほうへの情報といたしまして、パイプハウスの資材の3分の1程度がとりあえずめどがだったという、全体需要に対して3分の1程度と。その後がいつ入るかというのはまだわからないのですけれども、それについては6月6日というのはあしたですね。あした、農協のほうで抽せん会というのがあるらしいのですけれども、そんな状況のように聞いております。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） そうなのですね。それなので、質問したのですけれども。

そうすると、はっきり言って今の状況で見ると、抽せん会でもって資材を自分のところへ来る。自分は決まると。それから、今度は建てる。建てて、それからまくとなると、恐らく玉村町でも暮れまでにハウスで出せる人というのは、今農家としては何軒でしたか、82名でしたか。このうちの3分の1いれればいいほうでしょうと思うのですけれども、その辺は大丈夫なのですか。やはり相当、はっきり言っているいろいろ聞いて回ったら、ほとんど入ってくる資材が一番値のいいときにやられてしまっ大変なのだ。今これ聞きますと、被害があって、玉村町においては国と県で持ってくれるし、やはり玉村町だと1割分の個人負担がありますけれども、場合によってはそれ金利負担ぐらいとか、そのくらいは見るような格好になっているのですか、いかがですか。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 被害農業者向けの経営体育成支援事業ということで、今現在新年度予算の3月の補正予算ということで3億8,000万円ほど補正をとらせていただきました。先ほど町長から申しあげましたように、5月上旬現在で補助対象事業費と、全体の総額で5億5,000万円ほどの金額になっております。それを実際補助金ベースに考えますと4億6,000万円ぐらいの状況です。だから、3億8,000万円と4億6,000万円との差がちょっとあるのですけれども、これは要望調査ということで大分費用も余裕を見てありますので、これから申請をしていく中で、精査していく中で、少し縮んでくるかなというふうに思っておりますので、補正がどの程度出るかわからないというのが状態ですけれども、いずれにしても全体といたしましては解体については一応全額見るとということで、新設修繕の場合には9割というようなことでございますので、そんな状況でございます。9割は国と県と町で見ます。1割については特に考えは、自己負担ということであくまでも考えておりますので、考えはございません。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） そうすると、今考えはございませんということで、その1割負担についての

金利の負担のほうも補助はないということで捉えてよろしいのですか。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 今のところそういうことでございます。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） そういうことで、それでやはりこれ調査としては、普通のパイプでこんなことを聞いてはあれなのですけれども、パイプハウスというのは1反、正直な話、場合によってはあれなのですけれども、大体1反歩でハウスつくと約600万円ぐらいかかるのですか、どうなのですか。1反で。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 実態としてはよくわかっていないのですけれども、ちょっと参考に出た単価からいくと、平米5,000円ちょっと。自力でつくって、若干その人件費も含めて5,000円ちょっとぐらいでできるような話がありましたので、1反にすれば500万円ですか、そういう形になろうと。イメージとしてですけれども。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） わかりました。そうすると、まだ玉村町においては、被害に遭って、新しく新設して建てたよというところはどこもないと捉えていいわけですね。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 私もそのように理解しております。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） 何か今聞いたら、下茂木に1件、斉藤さんのほうが新設したそうなので。いいですよ。できれば、町のほうも大変な被害になってしまったので、こんなの恐らくないと思うけれども、また気象のほうも異常なものなので、やっぱりその辺を。聞いてみると、パイプ被害のほうも農家のあれなのですけれども、何か18ミリと23ミリというのがあって、ある程度太いほうがいいと。今回農協のほうも幾らか心配なので、太いほうにしてくれと、資材がちょっと上がるのだけれどもというような要望があるそうなのです。できれば農家の人の就農意欲をなくさないように、ひとつ町のほうでもやっていただきたい。

それで、最後に聞くのですけれども、もう年齢的に俺はやめたよという農家は出たのですか。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 具体的にやめたという話は聞いていないのですけれども、再建するという人と被害に遭ったという人が若干ずれているのは確かなので、それがその面積要件ですとか農家要件を満たしていないかとか、やめるという理由かの差はちょっと把握しておりませんが、基本的には、ある程度やっている人でやめるというふうな情報としては入っておりません。

議長（柳沢浩一君） 4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君発言〕

4番（笠原則孝君） わかりました。何かやめる人はいなく、何とか就農してくれるということで、大分よかったと思います。

それでは、残す時間も1分半になりましたので、余り長くやっていると嫌がられるので、この辺で打ち切ります。

議長（柳沢浩一君） それでは、11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分休憩

午前11時20分再開

議長（柳沢浩一君） 会議を再開いたします。

議長（柳沢浩一君） 次に、2番渡邊俊彦議員の発言を許します。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

2番（渡邊俊彦君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番渡邊俊彦でございます。議長命により、通告書に基づき一般質問させていただきます。

傍聴の皆様には、お忙しい中大変ご苦労さまでございます。ありがとうございます。前回の3月議会では質問が多過ぎて時間が足りなくなって、尻切れとんぼ状態になってしまいました。今回は短目にしたいと考えております。また、この地域には関係はない話かとは思いますが、国会のほうでは憲法解釈の見直し、集団的自衛権について協議されておりますが、与野党はもちろん、与党同士でもなかなか統一の方向性に至っていないのが現状かと思えます。国民の一人としても、私も関心を持たずにはられない、こんな気持ちでございます。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。高崎玉村スマートインターチェンジが2月に開通になりました。おかげさまで私たちの地域は、利用する際に大変便利になりました。この開通に伴い、関連地域の都市計画道路の整備を急ぐべきと考えますが、町の考えを伺います。また、都市計画道路の整備状況、進捗状況をあわせて伺います。

玉村町側のスマートインターチェンジは、見たとおり、広域幹線道路との交差点は丁字路であり、高崎市側は十字路であります。丁字路よりも十字路のほうが利便性がよいと思います。そこで、玉村町都市計画マスタープランあるいは第5次玉村町総合計画の中で整備が予定されている都市計画道路がございます。これを急ぐべきと考えます。予定されているこの都市計画道路の位置を見ますと、スマートインターチェンジとの交差点、そこが十字路になる位置に計画されているように見えます。この都市計画道路を整備することにより、北方面からの利便性は格段とよくなり、町内だけでなく、隣接する高崎市等の住民の出入りは増加することが予測されます。これにより、地域だけでなく、玉村町の活性化につながり、今年度予定されている道の駅の利用者も増加することが期待できると考えます。いろいろ事務手続や予算等大変ではございますが、ぜひこの整備は急ぐべきと考え、実現に向け計画が実施されるよう望みますが、町長さんのお考えをお伺いいたします。

次に、2つ目ですが、学校給食材料の現状の調達方法について伺います。また、地産地消の導入について伺います。現在の給食材料の調達方法は、指定業者、いわば限られた業者が市場から購入し、町に納めるという方法かと考えられます。このシステムであるならば、市場原理の価格競争を導入し、他の自治体で実施している入札制度を導入すべきと考えます。しかし、私は市場原理主義が最善の方法とは考えません。現在の方法ですと、この食材がどこで生産されたものかわからず、安心できません。そこで、町長さんも推薦している地産地消の導入を進めるところでございます。米飯給食の米を初め野菜など地元農家により生産され、安心できる食材を導入し、地産地消に努めることにより、地域の活性化につながると考えます。町の考え方についてお伺いをいたします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。引き続き自席に戻って質問を行います。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 2番渡邊俊彦議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、高崎玉村スマートインターチェンジの開通に伴う関連地域の都市計画道路の整備状況についての質問になりますが、今年2月に開通いたしましたスマートインターチェンジの周辺地域につきましては、東毛広域幹線道路がこの9月に暫定2車線で全線開通を予定しております。広域交通の利便性が飛躍的に向上いたすものと考えております。さらには、道の駅建設により玉村町の新たな玄関口が整備され、上新田地域だけでなく、町全体が活性化されるものと期待をしております。

そのような状況の中で、ご質問にありますように、この地域に計画されております都市計画道路滝川通り線が整備されれば、周辺地域からのアクセスが確保され、施設利用者増加など地域の活性化に資するものと認識をしております。しかし、同地域ではスマートインター周辺開発に向けての計画策定中であり、どんな方法で開発ができるか、群馬県との調整を行っております。この計画が進むことにより、滝川通り線の再検討も必要となってまいります。

また、東側では都市計画道路と六分前橋線が既に一部整備済みであり、日本赤十字社前橋赤十字病院移転先が決定し、アクセス道路が早急に整備されることが予想されます。これにより、与六分前橋線の利根川新橋の早期架橋要望も積極的に行っていきます。このような状況でございますので、玉村町全体の現況と今後の計画を勘案しながら、均整のとれた町の整備を進めていきたいと考えております。

次の学校給食材料の現状の調達方法と地産地消の導入についての質問については、教育長よりお答えいたします。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 教育長。

〔教育長 新井道憲君登壇〕

教育長（新井道憲君） 議員さんご質問の学校給食の食材の調達方法と地産地消に関するご質問にお答えいたします。

まず初めに、学校給食センターでは、学校給食に使用する米については、平成25年度から全て玉村産米を使用しております。基本的に月水金の週3回を米飯給食としており、平成25年度の給食提供日数198日のうち115日について玉村産米を使用いたしました。野菜につきましては、地産地消を基本に据え、佐波伊勢崎地区で収穫されるタマネギ、キュウリ、コマツナ、ナス、ニラ、トマト、ゴーヤ、シュンギクなど、玉村町での収穫時に合わせて使用しているところであります。今後も地産地消の考えを継続しつつ、野菜の収穫時期、数量などを考慮し、可能な限り取り入れていく考えております。

地産地消の一例としましては、平成19年から町農業委員会と地元芝根小学校の児童が栽培したジャガイモ、タマネギを使用して、玉村カレーとして学校給食センターで調理を行い、幼稚園、小中学校のみならず、町内の私立幼稚園、県立玉村高校にも提供するとともに、給食フェアにおいても玉村カレーを継続しているところでございます。さらに、献立表などを利用して、地場産物の使用などの情報を児童生徒や家庭に周知していくとともに、地産地消をモットーに児童生徒に安心安全な給食を提供していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） 自席において2回目の質問をさせていただきます。1回目の質問に沿って順次行います。

今さら言ってもどうしようもありませんけれども、高崎市側のスマートインターチェンジのように交差点を十字路にするような要望はできなかったのでしょうか。このインターチェンジのところに広域幹線道路との交差点、その北側に取りつけ道路用の用地が確保されておるとおもいます。広がっていますから。これは県が購入したものと考えますけれども、この先々、都市計画道路の整備について、

県との交渉や調整等具体的には進んでいるか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 先ほど町長のほうから答弁がありましたように、確かにあの場所が若干十字路化できるように広がっているというのは、それはやはり先ほど申し上げましたように、滝川通り線、都市計画道路が計画されているというような状況もございますので、そのための用地ということで県のほうで買収しているのかなと思います。それと、今現在進めておりますスマートインター周辺開発ということで、北側をどう今後開発していくかということで、町長の答弁の中にもございましたように、今現在県と調整中でございます。その中でどういうふうに関係できるかということによって、この道路の入り方も変わってくるというふうに考えております。実際地元とすると、この道路を早急につくってほしいというのが願望とのことではございますが、その計画との整合性をとりながら進めさせていただきたいということで、もうしばらくお待ちいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） 十字路のほうが丁字路よりも利便性がいい。その辺の申し入れがなかったか、その辺お答えいただけなかったようですけれども、次に進ませていただきます。

第5次玉村町総合計画が、平成23年度から平成32年度の計画となっております。こういったものをいただいておりますけれども、この実現のためにも、町側も大変だとは思いますが、関係機関との情報交換だとかいろいろ進めるための手段、手法、これをやっていますかと、その辺をお聞きしたいと思います。また、ことし9月には、東毛広域幹線道路を2車線で全面開通となる見込みだそうですけれども、この道路、東毛広域幹線道路のアクセス道路としても整備を急ぐべきと考えます。

この第5次玉村町総合計画の中に、機能的な道路網の形成というところがございまして、これをちょっと見てみますと、町内幹線道路という項目があるのですけれども、これをちょっと読んでみますと、ちょっと長くなるので、抜粋的に読みますが、東毛広域幹線道路のアクセス道路や都市計画道路の計画的な整備を進めます。さらに、町内各地区への円滑な移動及び周辺都市との連携強化が図れるよう、東毛広域幹線道路、都市計画道路、町道を連携させて、機能的な町内幹線道路を形成します。さらに、主要事業ということで、東毛広域幹線道路へのアクセス道路の整備、都市計画道路の整備推進というのを第5次玉村町総合計画の中に入っていますけれども、こういうことは町民がみんな知っている、周知していることなので、町側もこれを進めるほうが信頼が高まる。そのほうが関係住民も便利なのがふえまして、よいことだと思いますけれども、こういうことですから、ぜひぜひ早目に、早く実現するように。その20ヘクタールの開発の関係の絡みもありましようけれども、北側の

十字路化はその開発とは直接絡まなくても、やってもよいことではないかと考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 第5次総合計画の中に道路網の整備ということで、広幹道へのアクセス道路、都市計画道路の整備ということであっているという中で、やはりこの滝川通り線をということでのご要望でございます。

今現在、広幹道へのアクセス道路ということで、皆さんご存じのように、斉田上之手線の整備を進めさせていただいています。これは、やはり都市計画道路の一つとなっております。また、芝根地区でございますが、下之宮から工業団地に抜ける220号線という新しい利根川の新橋からおりてすぐの交差点になるかと思いますが、こちらから東部工業団地に抜ける220号線という町道がございますが、こちらも今までの町道ではちょっと狭いということで改良を行って、早急に東部工業団地へのアクセスがよくなるようにというような準備も進めさせていただいています。

また、今後やはりこの広幹道が抜けるということによって、また南側では217号線ですか、上飯島から南に町道として途中まで、滝川まで抜いてございますが、その先等もまだ未整備のままというふうになってございます。なるべく段階的に整備を進めていくということでございます。この滝川通り線につきましては、大変申しわけございませんが、先ほども申し上げましたように、20ヘクの開発と絡めて、また今後検討していく必要があるということでございますので、もうしばらくお待ちをいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） 話によりますと、玉村町側のスマートインターチェンジの道路ですか、あれはほとんどが高崎市分と聞いておりますけれども、そのためかわかりませんが、計画のある都市計画道路ですが、計画図を見ますとインターから出てきた道路との真っすぐの十字路ではないような感じがします。少し都市計画道路のほうが東にずれているような気がします。ということは、これから予定されている道の駅に入るのに、北から来て都合がいいということになるかと思しますので、それで計画されている都市計画道路は西に拡幅すれば、いろいろ高速道路を利用する方にも便利になると、そんなふうにご考えますが、その辺のところを計画変更とか拡幅とか、その辺のところについては検討の余地はあるのでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） 今現在この地図を見ると、スマートインターより若干ずれているのではないかとのお話でございます。

そこら辺につきましては、今後の実際に道路を計画して、実測を行っていかないと結果は出てこないわけですが、ちょうど高崎市と玉村町の境界付近をこの計画線が走ってございます。そういう面で、確かに道の駅もちょうどこのスマートインターの東側にできるということもございます。この道の駅も、今の計画ではこの滝川通り線にはぶつからない計画で建設の準備を行っていますので、その間ということになってくると思いますが、今後の検討課題ということで研究をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） 研究検討課題ということですが、それはやる、そういった方向でいくようにお願いをしたいと思います。

先ほど町道をいろいろ都市計画道路の話が答弁ございますけれども、このインターチェンジ付近、あれはよく町長さんとか挨拶の中で、玉村町の玄関口というふうに言っています。その玄関口になるところが高速道路をおりたら右しか行けないよと、これが現状でございます。できるならば真っすぐも行けますと。左は高崎市ですけれども。そうしないと、なかなか集客、今後の道の駅のいろいろ意見等ありますけれども、集客はなかなか難しいと、集客につなげられないというふうに考えますけれども、ぜひともその辺についても検討と計画変更をしていただければと思います。

また、計画変更できるのかどうかということで、ちょっとたまたまこの玉村町の都市計画マスタープランというのを見ていましたら、そういう項目がございました。またちょっと抜粋して読んでみまうけれども、都市計画マスタープランの適切な進行管理と見直しという項目のところ、都市計画マスタープランは、長期的な見直しを持って継続的に取り組むものであるため、その間にはまちづくりの進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、上位計画である総合計画などの見直しとの整合を図りつつ、ちょっと抜かして、必要に応じて見直し、改善、次の計画へいくのだと、そんなふうに書いてありますけれども、そんな裏づけがあるものでこの質問をさせてもらったわけなのですけれども、その辺は検討というお話、検討ではなくて、その方向でという答えにさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

都市建設課長（高橋雅之君） マスタープランの中でも、そういうことで上位計画等の整合性ということで調整を図っていくのだということがございます。確かに渡邊議員さん言われるように、例えばこの計画線がスマートインターのすぐ東に来ているよと。例えばこれで実線を入れた場合に、警察協議等に行った場合に、スマートインターと、今度はもう一つ、都市計画道路2本が同じところに走ってしまうという、なかなか難しい交差点ができてしまうのかなと。スマートインターから直接北側に1本抜くだけということになれば、また話は変わってくるのでしょうかけれども、南からのアクセ

ス、北からのアクセスといういろいろな問題もございます。そういう面で、先ほどから大変消極的な答弁で申しわけございませんが、今後の検討課題ということで、どう進めていけるかということで検討させていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） 大体答弁内容はわかりましたけれども、関係機関と交渉や調整をする段階にその辺を主張したほうが、玄関口の整備になって、玉村町の活性化につながると考えていますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、2つ目の質問の学校給食材料の調達方法等について、もうちょっと聞かせていただきます。指定業者が、決まった業者のみが納入するというふうに感じますけれども、先ほど質問したとおり、この方法でいくなれば、他の自治体が実施しているように、入札制度でいくべきと考えますが、しかし私は現在の納入方法や指名競争入札を推進するという考えではございません。町も既に行っているそうですけれども、町長さんもいつも挨拶の中でお話を聞きますが、地産地消の導入を積極的に実施するべきと考えるわけでございます。

学校給食センターでちょっといただいたこの玉村町学校給食センター地場産利用状況という、このちょっとした印刷物をいただきましたけれども、これを見ますとゴーヤと緋の郷うどん、この品目だけは100%地元産を使っているように印刷物の中にあります。米の項目はございませんでした。先ほど教育長さんから、米は全て玉村産を使っているというお話ですけれども、多分炊飯業者に委託して御飯は炊いているのだと思いますけれども、玉村町も品種をいろいろつくっていると思いますけれども、子供たちが本当の玉村産だかわかるようなのを提供したほうがいいというふうに考えるのと同様に、この地元産でどこのうちまでと言わなくても、どの地域ぐらいのことまではわかったほうがいいというのは、うちも農家を少しやっていますから、そんなことも考えるところでございますので、ひとつよろしく願いしたいと思いますけれども。

これを見ますと、ジャガイモは年間だと思っておりますけれども、五千三百何キロ使うところを、わずか10キロだけなのです。これは使っていることは確かに間違いはございませんと思いますけれども、先ほど玉村カレーとか話に出ていましたが、これは使っているというふうに言ってもいいかどうかというぐらいの感じは受けます。キュウリなんかは五十何%とか、その辺できたら時期的なものもありますから仕方ない数字かと思っておりますけれども、そのように考えますけれども、この地域でできない食材については仕方ございませんが、その辺についてはもうちょっと詳しくご説明いただければよろしいでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小坂橋 保君発言〕

学校教育課長（小坂橋 保君） それでは、渡邊議員のご質問にお答えいたします。

まず、米の関係なのですけれども、学校給食センターにおいては炊飯施設を持っておりませんので、県の給食会のほうに全部炊飯を委託してございます。それで、以前は農協管内の米を使うということで、佐波伊勢崎が当たれば佐波伊勢崎の米が当たるということだったのですけれども、昨年からそれをもっと細かく、玉村産のお米を利用できると、そういう形になってございます。玉村産のお米なのですが、今玉村町で栽培しておりますのが、あさひの夢が何か作付面積が多いのですかね。その関係で、品種としては玉村産のあさひの夢を米飯給食として週3回出している状況でございます。これは、県の給食会のほうからこれで使っておりますよというので連絡をいただいております。

それから、野菜なのですけれども、野菜のほうも、野菜としては先ほど一覧表を渡邊議員はお持ちだったのですけれども、その中に載っております、結構使っているものでございます。量的に多いのは、タマネギ、ニンジン、キャベツ、大根、もやし、ジャガイモ、キュウリ、この品種が結構使っている量としては多い数量でございます。このうちのタマネギにつきましては、玉村産を約33%使っております。それから、ジャガイモにつきましては10%、キュウリにつきましては51%を使っております。玉村町もほかにも野菜をつくっているのですけれども、なかなか給食センターのほうで考えております数量がそろわないと。その場合については、当然玉村産以外のものを使っているというのが現状でございます。それから、あと品種は少ないのですけれども、シュンギクとかそういうものについては、回数は1回なのですが、玉村産を100%使うと、そういう形で利用してございます。

それから、先ほど教育長の答弁の中にもあったのですけれども、玉村カレーと、これ平成19年から芝根小学校と、あと地元の農業委員さんと協力をいただいて、玉村町の地元のものを使ってという形で、そこから行われております。現在も給食フェアの中で玉村カレーを実施しておりますし、給食の献立の中にも、回数はそんなに多くないのですが、玉村カレーを使っていると。そういう形で現在も給食を行っております、なるだけ可能な限り地元の野菜を使うということで考えているのですが、なかなか数量がそろわないものについては区域外から取り入れていると、そういう状況でございます。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。米の関係はわかりました。

野菜の食材の関係なのですけれども、JAとか県の農業指導センターとかにお願いして、できる野菜は結構あると思います。また、やりたいと言っている農家もいると思います。もちろん1軒で作付するわけではございませんで、その辺も野菜栽培の振興というのですか、それが行政のなかなか学校教育課と経済産業課と横の連携、縦関係はうまくいくけれども、横はなかなか。それが行政はなかなかうまくいかない部分があると思いますけれども、その辺を連携していただいて、そういったことも課長会議や何かで進めて、取り入れるように考えていただきたいと思いますが、その作付する野菜振興等について、また経済産業課長のほうがいいかな、何か考えがあるか、ご質問させていただ

きます。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 野菜の振興ということかと思えます。

玉村町は、そもそも米麦が主体で、そこに養蚕があってという時代から流れが変わってきて、畜産もありますけれども、最近では野菜に変わってきたというような状況であるかと思えます。ハウスの被害等も大変ありますので、それから再建の中でできるだけ再建を願っているというようなことで、またさらに前の出荷できる体制を維持、できればもう少し上がってもいいかなというふうには当然思っております。なおかつ、地元への地産地消という考え方の中で、もう少し多品種というのでしょうか、そういった面での考え方もこれから進めていきたいなというふうに思います。余り考えていなかったのですが、あれなのですけれども、よろしくをお願いします。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） そういったことであるならば、農協なり指導センターなんかにも相談というか、あらかじめ申し出ておいて指導を受ければ、多分この露地野菜がほとんどでしょうから、もう少し地産地消の利用率が上がると考えますので、ぜひともお願いしたいと思えますが。これを地産地消を進めるということは、やっぱり安心して子供たちが地元の野菜、食材で給食をいただくと。そして、農家も潤うし、これの循環が活性化ということだと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。目標みたいのがあるならば、最後にそれを聞かせてください。

議長（柳沢浩一君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 小板橋 保君発言〕

学校教育課長（小板橋 保君） 目標ということなのですが、大きく言えば100%ということになると思うのですが、地元産の野菜を取り扱うにつきましては、地元の農協さんのほうに結局ご協力いただく形になりますので、先ほど経済産業課長のほうからお答えがあったとおり、いろんな品種を農家の皆さんがつくっていただいて、それが農協の集送センターに集まって、それが給食センターに来るような形をしていただいて、なるだけ多くの数量を入れていただくと。そういう形をお願いしたいと思います。

以上でよろしいですか。

議長（柳沢浩一君） 2番渡邊俊彦議員。

〔2番 渡邊俊彦君発言〕

2番（渡邊俊彦君） ありがとうございます。前回ちょっと長かったけれども、今回は短くすると、ちょっと短過ぎたような気がしますけれども、大変ありがとうございました。

これで質問を終わらせていただきます。

議長（柳沢浩一君） それでは、休憩いたします。午後 1 時 3 0 分に再開いたします。

午前 1 1 時 5 4 分休憩

午後 1 時 3 0 分再開

議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

議長（柳沢浩一君） 次に、3 番石内國雄議員の発言を許します。

〔3 番 石内國雄君登壇〕

3 番（石内國雄君） 議席番号 3 番の石内國雄でございます。きょう 6 月 5 日は、世界環境の日ということなんだそうです。環境という形でどういう環境のことがあれなのかなと思ったのですが、私最近気にしているのは気候の変動でございます。前回の議会のときでも同じような話をしましたけれども、ことしになりまして 2 月に大雪がありまして、5 月には今までにないような暑い日が続きました。北海道では 3 7 度 8 分ですが、大きく超えるような、1 0 0 年にも記録のないようなことがありました。そういう中で、4 年前に一般質問の中でやったのが雨水のゲリラ豪雨でした。そのときはエルニーニョがありまして、ゲリラ豪雨があったのが 4 年前でございます。そのときと同じような形で、ことしはエルニーニョが出るというような話も聞いております。非常にことし心配しております。町のほうではこれからいろんな形で大変なこともあるかもしれませんけれども、誠意に対応していただいて、町民の安全を図っていただければなというふうに思っております。

また、環境ということで、町の環境の変化という形で、2 月にはスマートインターチェンジが開設されましたし、9 月には東毛広幹道のほうが開通予定になっております。町の様相が変わっていく中、玉村町の中では役場の周辺の地域の公共施設等の高度利用計画について話が出てまいりました。昨年の 6 月に役場周辺の公共施設の利用についてどうかというような形で一般質問させていただきまして、その中の回答の中では、実は去年の 4 月から高度利用計画というプロジェクトチームをつくって、これから検討していくというようなお話がありまして、それがこの間の全員協議会等の中でもご説明等があったわけでございます。

この役場周辺地区の公共施設等の高度利用については、町民の期待と関心も高いと思います。2 6 年の 3 月の全員協議会でその概要が示されましたけれども、世代交流、その多目的施設の新設とか、仮称のまちなか交流館の整備や障害者福祉センターの改築、勤労者センターの廃止等、大々的な計画でございます。この計画の進行管理は、高度利用計画検討委員会から高度利用計画推進委員会に移行し、管理に当たるとなっております。町民の方々のニーズに応えた、利用しやすく喜んでもらえる施設を期待するところでありますけれども、以下について質問をさせていただきます。

まずは、検討委員会と推進委員会の構成のメンバーについてでございます。それから、推進委員会

に有識者または一般の町民等をどう取り入れていくという考えがあるかということでございます。

計画周辺への町民への周知等はどうなっているか。

また、この計画を実施されることによって、日常生活に変更が余儀なくされる方がおられるかと思いますが、それへの配慮はどういうふうにするか、またはしているかということでございます。

また、この計画は10年間、特に建設の関係でいきますと8年間になるのですけれども、大規模な事業がめじろ押しとなっております。お金が非常にかかります。ことしの予算は積極的にという形で大きな100億円を超える予算でございましたが、これがここ数年間にはめじろ押しになるということでございます。その財源確保、補助金の活用だとか町債等をどういうふうに考えているか、一般財源からどういう形でやっていくのかについては、どのような見積もりとか、どういう考えでありますかということでございます。

それから、この10年間のうちの8年間で多くの建物を立ち上げるという形の事業計画となっております。この8年後、大きな建物ができ上がると、お金がいっぱい使われるわけでございますが、町のいざというときの用意してあります財政調整基金の残高と、これについてはどういう形になるか。町の財政力指数の見込みは、今いいところでとどまっておりますけれども、これだけ大きな規模をやっていきますと、その財政力指数の見込みについてはどういう形になるか。これについてのご見解をお聞きしたいと思っております。

続きまして、2番目の質問でございますが、玉村町には玉村町固定資産税等過誤納金返還金支払要綱というのがあるわけだそうです。あるのですね。納税者の不利益を補填して、税務行政の信頼の確保を図る目的としてつくられているということでございますが、この固定資産税等過誤納金返還金支払要綱の内容の見直しとか、この要綱自体の見直しとか、そういうような考えがあるかということの問いでございます。

それで、まずお聞きしたいのですが、固定資産税等過誤納金返還金支払要綱をつくった背景と経緯は何かということでございます。

また、この支払要綱については、地方税法または条例、債権管理条例などがこの間つくられましたが、そことの関連はどういう形の立つ位置になるか。

また、時効の放棄との関連はどうなるか。

また、固定資産税と過誤納金返還金支払要綱の還付不能期間、ここに定められている還付不能期間、または利息相当額の利率、これは妥当なものかどうか。どのような形になっているか、質問させていただきます。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 3番石内國雄議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、役場周辺地区公共施設等高度利用計画の質問にお答えをさせていただきます。最初に、推進委員会の構成メンバーについての質問になりますが、本計画の実施計画の進行管理につきましては、検討委員会を推進委員会に移行し、推進委員会が主体となってその進行管理に当たるものとなっております。計画策定時の検討委員会では、庁内の関係課長で組織してまいりましたので、推進委員会も策定時と同様に関係課長で組織してまいりたいと考えております。

また、推進委員会に有識者、町民等をどう取り入れるのかの質問でございますが、実施事業を具体化する際には、施設整備に対する専門的な知識や関係者の意見が必要となり、有識者や町民等の意見を聞く機会も生じてくると思われまますので、その際には推進委員会に出席をしていただき、ご意見等を伺って、町民の方々が利用しやすい、喜んでもらえる施設づくりを行ってまいりたいと考えております。

次に、計画周辺の住民への周知等についての質問ですが、実施計画で本年度事業となっております、これは旧桐生信用金庫玉村支店を活用した（仮称）まちなか交流館整備事業につきましては、周辺地区の方々に周知と、本事業への理解をいただくため、説明会を開催しております。また、桐生信用金庫と赤れんが倉庫の間にお住まいの方へも訪問により説明をさせていただき、周辺地区の方々には事業への理解をいただいております。先ほどの説明会でございますけれども、周辺地区の人たちからは、大変町が使うということに対しまして安堵感というのか、安心感的な意見がたくさん出ました。また、積極的に町で対応してくれという意見でございました。

次に、財源確保はどうなっているかについてお答えいたします。この高度利用計画に要する事業費やその財源については、今後検討することとなっておりますので、現段階においてこの計画の実施に伴う8年後の財政調整基金残高については推計をしておりません。しかし、この計画を実施することに伴い、一般財源が不足することになれば、財政調整基金に頼ることになりますので、当然その残高は減少することになります。また、多額の地方債を借り入れることになれば、公債費が上昇し、施設数がふえることになれば、維持管理経費が増加するため、経常収支比率は上昇することとなります。

一方、財政力指数については、この計画の実施により基準財政需要額にはほとんど影響を与えないと思われまますので、この計画による影響は考慮しなくても差し支えないと考えております。いずれにしても、財政調整基金残高や経常収支比率、財政力指数については、この計画の実施というよりも景気動向、つまり税収の影響が大きく作用すると思われまますので、今後景気が上向いていけば、この計画はこのように実施したとしても、これらの財政費用については悪化することはないと考えております。

次に、玉村町固定資産税等過誤納金返還金支払要綱についてお答えいたします。まず、要綱作成の背景と経緯についてお答えいたします。平成の初めごろから、全国の自治体で固定資産税の納税通知書に資産の明細書を添付する動きが広まり、わざわざ役所に、これ役場ですね、役場に来庁して課税台帳の閲覧をしなくても、納税者が自身の資産について内容を確認できるようになりました。これに

より、納税者からの問い合わせなどから課税誤りが判明し、誤りが是正されるようになりましたが、同時に地方税法の規定では還付することのできない5年を超える部分の課税誤りについてどのように対応するか、課題となりました。

この課題について、平成2年に横浜市が大学教授や弁護士、市の行政、財政、主税の各部長で構成された研究会を設置し、除斥期間を過ぎてしまった課税誤りに伴う還付不能金問題の解決策を研究いたしました。その報告書によれば、研究会の中で時効の利益の放棄や過誤納金の充当の過去への遡及、減免、民法の不当利得返還請求権による返還、損失補償制度による補填、国家賠償法に基づく補填などが検討され、最終的に地方自治法第232条の2の規定に基づく補填が適切とされたとしております。地方自治法第232条の2の規定は、寄附または補助に関する規定であり、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附または補助をすることができるというものですが、報告書では、固定資産税は賦課課税方式をとっており、評価から税額の決定まで行政庁によって行われているため、課税誤りによって生じた過誤納金は地方税法上還付請求ができるとされているものの、納税者がこの誤りを発見し、還付請求権を行使することが困難な状況に置かれております。そして、地方税法の還付の義務は時効消滅し、賦課決定の期間を経過したとしても、市の行政を信頼している納税者に対する市の社会的、道義的責任は免れることはできない。また、課税誤りにより不利益をこうむった納税者はもとより、市民の市政に対する信頼を著しく損なったものであり、そのまま放置することは、行政に対する信頼確保の観点から不適切であり、この信頼回復と納税者の不利益を補填することは、まさに地方自治法第232条の2に規定する公益上の必要に合致するものと考えたと結論づけております。

その後、多くの自治体でこの横浜市の研究報告をもとに、地方自治法第232条の2の寄附または補助を根拠とした過誤納金の返還に係る要綱が制定され、玉村町でも平成15年度に玉村町固定資産税等過誤納金返還金支払要綱が制定されました。

次に、地方税法や債権管理条例との関連ですが、地方税法で定められている固定資産税の賦課決定可能期間は5年間であるため、課税誤りが発生した際は、法定納期限の翌日から5年以内の部分については地方税法に基づく還付を行い、5年を超えてしまった部分については本要綱で対応しております。なお、本要綱と債権管理条例は直接関連するものではありません。

次に、時効の利益の放棄との関連ですが、こちらも当時横浜市の研究会で検討されております。報告書には、無効な賦課決定による過誤納金は、当初から公法上の金銭債権でないとして、時効の利益を放棄する余地はないかということについて検討されましたが、無効な賦課決定による過誤納金であっても、地方税法に基づく公法的手続の過程において生じた公法上の金銭債権であることに変わりはなく、事項の利益を放棄することはできないと解されたと記載されております。

次に、還付不能額の算定期間及び利息相当額についてですが、本要綱では還付不能額の算定期間は原則10年間としていますが、算定期間はそれぞれの自治体で決定をしております。ただし、国家賠

償法による損害賠償請求権の期間は20年間ですので、現在のところ妥当な期間であると考えております。また、還付不能額に対する利息相当額の利率についてですが、こちらは民法第404条の法定利率の規定である利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は年5分とするに準じて、年5%としております。

最後に、本要綱の見直しを行う考えがあるかとの質問ですが、今後近隣市町の状況などを確認しながら、必要があればその都度見直しを行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） 自席から2回目の質問に移らせていただきます。

わかっているようですが、何かよく難しくてあれだというのがありますので、最初に固定資産税等の過誤納金のほうを先にさせていただきます。

今町長のほうから丁寧な説明があって、るるあったわけなのですが、まず固定資産税については賦課決定でございます。これは、内容は見直しをしてやっておりますね。これ何年間に1回ぐらい評価の見直し等をしておりますでしょうか。評価がえです。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 3年に1度、評価がえをしております。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） そうすると、3年に1度は評価がえをしているということになりますと、見直しも当然単純にやっているということではなくて、見直しもちゃんとしているのではないかなと思うのですが、評価がえということですから、その一つ一つ物件が評価が変わるわけですね。その評価をしたことによって率を変えて掛けて固定資産税を評価していると思うのですが、私が単純に思うのは、先ほど町長の説明の中で、話の中であったように、評価の内容が本人がわかるようになりました。通知が出て、明細がつくようになりました。だから、間違っただけで評価したというのは自分でわかるのだと。わかるようになりましたと。それがわかって、申し出が出れば、それに対して対応するという話なのですが、そもそもが賦課するという話でいきますと、そういうこと自体は例外以外はほとんどそういうものはなくすようなのが税務の賦課をするほうの責任ではないかなと思うのです。だから、私この要綱が悪いという話ではないのですけれども、安易にこの要綱というのをつくって、そういうのをどんどん返せるのだということがどうなのかなということが一つありまして、質問させていただきました。その辺の関係についてはいかがでございましょうか。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 質問者の言われますとおり、固定資産税、町税はほとんどそうなのですが、特に固定資産税、賦課課税方式をとっております。それで、3年に1度ということで評価がえをしておるところでございますが、その評価額、そういうものが改正されたにしても、一筆一筆というか、一棟一棟、そういうものを一つ一つ入力が入るものではございませんで、今は電算システムで変えるものですから、一筆一筆を調査するというわけにもまいりませんで、抽出調査にすぎないチェックをしているところです。そんなことから、大きな課税誤りと申しまして、多くは一般住宅の小規模住宅用地の特例軽減制度、そういうものがありますが、そういうところの誤り、そういうものが多くございまして、その辺の入力ミス、そういうものが多いわけでございますが、その辺の誤り、そういうものがあるのですが、一筆一筆はなかなかチェックできないというのが実態でございます。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） 賦課決定をするということですので、町民の方が、私もそうですけれども、ちゃんと見て、ちゃんと計算して、賦課決定しているのだよねという認識を持っていると思うのです。行政、やる方のほうの理由ではなくて。その方の置かれている環境ではなくて。税金を賦課されて納めるわけですから、当然過誤納が安易に生ずるということはいかなるものかという話がまず一つです。そういう意味からいくと、たまたまそういうのが起きたときにはその分要綱を定めて、ある程度は果たせるというのがありますので、あれなのですが、この要綱がだめという話ではないのですが、まずはそういうものが起きないようにすることが一つではないかなと思います。

前回、この間の補正予算等で組まれたのは、評価はちゃんとしたのだけれども、その事情によって適用のあれが、申請とかそういうもので今までの社会状況が変わったので、それは見直すことができますよということで見直しをして、それに対して過誤納という話だと思うのですが、ああいう特別なもの以外というのは、そう出てくるものではないのだろうなというふうに思うのですけれども、そういうのたびたびいっぱい出てくるものですか。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 私が担当して3年過ぎたわけですがけれども、毎年毎年そんなあるものではないとは思っております。たまたま24年に私担当になったときに、数件、その小規模住宅の軽減措置が漏れていたという課税誤りがわかりました。そういう関係で、ほかにもあるのではないかとということで、25年度には集中的にその辺の調査をさせていただいて、25件前後の誤りが見つかったというような経過がございます。それで、それと同時に農業用施設用地の問題ですね、それもある住民からの問い合わせでわかったというのがあります。今回その辺で集中的に調査をしたということで、結構多くの課税誤りが見つかったというのがございます。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） この要綱については、年中あることではなくて、特別にあったときのために、一応そのときにはこういうような対応をするという形でつくられたのだというふうな解釈はしてあるのですけれども、課税のほうで安易にこれがあるからというのではないということをお聞きできたのかなというふうに思っていますので、まずその分は安心させていただきました。

それで、この要綱というものなのですけれども、この要綱というのは議会の議決とか承認とか、そういうの要らないものですね。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 要綱につきましては、町長の決裁で作成できるものでございます。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） これは、町民の方もわかるようになるということでしょうか。例えば同じように要綱という形のもので、ある町村では公示何号という形で公にどなたかが見られるような形にしております。玉村町のホームページの条例のところをひもといてみますと、この要綱がなく、ほかの何件かの要綱は載っておりますけれども、この支払要綱についてはまず告示というのですか、公示してありますか。いつごろされたかなということはどうでしょう。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） これにつきましては、平成15年6月22日から施行ということで、その当時告示はしてあるはずでございます。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） 公示何号でございましょうか。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） 第15号、要綱第15号ということです。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） わかりました。そうすると、公示されているのであれば、町のホームページのところにも載せてもいいのではないかなと思うのですが、これは町長、いかがですか。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） これは町民の皆さん、これは知る権利がありますので、これはそういう形で今後検討できると思います。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） ぜひよろしく願いいたします。

あと、利息の話なのですが、期間のほうは国家賠償法でいけば20年、税法のほうの時効でいくと5年、その時効を超えて10年足して15年、20年以内なので、一応これはクリアしているのですよというようなことなのですが、この間の補正予算なんかのところでもちょっと質疑があったりとか、私も疑問に思った、ちょっと長いのではないのかというのがあるって、どのぐらいなのかなという形では、もう一度検討をする必要があるのではないかな。5年プラス10年なのか、全部入れて10年分なのかというのも違ってきますし、例えばこの条文のあれで見ますと、過誤納金で還付不能の部分についてはという形なので、この間の説明なんかでいきますと、時効の税法上の5年までは税法上で解して、それ以降についてはその10年間過誤納金の要綱で合わせて15年ですよというような解釈をされているというような説明なのですが、そういうふうを読む場合もあるでしょうし、合わせて10年、そもそも時効ではない話なので、これは税法の賦課のもととが誤ったやつ先の先ほどの自治法の第232条の話でいって、これは寄附のことという話であれば、税金を戻すというそっちのほうの時効のほうではなくて、要綱のほうの10年ということになれば、10年が相当なのではないかという考えもあるのですが、そこはいかがでしょうか。15年ではなくて、10年になるのではないですかという話です。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔税務課長 月田昌秀君発言〕

税務課長（月田昌秀君） その辺のところ、やはり先ほど町長も申し上げましたとおり、我々といしますと過誤納分について利息をつけて、全部お返しすることができれば、信頼回復までには至らないにしても、一応精算ができるということでもいいわけなのですけれども、やはり地方税法の5年という時効、そういうものがありますので、それを全く逆行するわけにもいかないということで、どこまでお返しできるのか、本当にその辺でバランス的に苦慮しているところでございます。

そんなところで、我々事務方といしますと、納税者にとりまして、長ければ長いほど返せば、そんないいことはないわけなのですけれども、その辺で年数をどこまでというのはなかなか難しいところだと思うのですけれども、その辺で地方税法のバランスも考えながら、適正な見直しをしようということでは、その辺の近隣市町村とのバランス、そういうものを総括した中で、また精査しなければならないかなというふうには思っております。よろしく願いします。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔 3 番 石内國雄君発言 〕

3 番（石内國雄君） 一応町のほうの解釈については、時効の 5 年プラス 10 年ということで、これについては近隣ともちょっと検討してみますよと。そういうふうな形で検討するときには、そういうものを含めたところというようなお話だというふうに理解いたしました。

先ほどの利息のほうについては 5 分ということになっていますが、それでこのときは制定されたというふうな形なのですが、今現在例えば税金の延滞税というので徴収したり、または納め過ぎの税金があったときにお戻ししていると思うのですが、そのときの率は今幾らになっていますでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後 2 時 2 分休憩

午後 2 時 3 分再開

議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

議長（柳沢浩一君） 税務課長。

〔 税務課長 月田昌秀君発言 〕

税務課長（月田昌秀君） 延滞金について、最初の 1 カ月については 4 . 3 %、それ以降については 1 4 . 6 %。ことし改正がありまして、最初の 1 カ月につきましては 2 . 9 %、それ以降については 9 . 2 %でございます。失礼しました。

議長（柳沢浩一君） 3 番石内國雄議員。

〔 3 番 石内國雄君発言 〕

3 番（石内國雄君） 何でこれを聞いたかといいますと、やっぱり延滞税とかそういうのが非常に高いということで見直しがあって、ことし条例の改正等もあったように下がってきているわけです。そういうような社会情勢がありますと、5 分というのが変だという話ではないですが、この 5 分というものについてもそういうものにあわせて変更すべきものではないかなというものを感じたので、質問させていただきました。ほかの要綱をつくっているところも、同じように変動するような形でつくってあるところもあるようです。その辺のところはよく考えていただいて、検討していく必要があるのではないかなと思います。いずれにしても、余分なものを払ってしまったものを戻してもらおうということに対してのどのぐらいの年数とか、それから利息の話ですので、これは検討をする一つの要素があるのではないかなということでの形で質問させていただきました。これは、こういうふうにしてはいけないという話ではなくて、ぜひそれをよく検討していただいて、また時代に合ったようにしていただきたいという形で、この質問については終わらせていただきます。

では、戻りますけれども、役場周辺地区の公共施設の利用計画のことなのですが、道の駅のこの間

まちの駅ということをちょっと見学に行かせてもらって、調査させていただいて、きょうの所管事務調査のほうの報告等もありました。そういうものを見ていったときに、民間の活力、民間の方の知恵、民間の方の要望をどれだけ取り入れるかによって、その事業の成否も分かれているなというふうに強く感じました。

そこで、この質問の中ではこういうふうに入れたわけなのです。検討委員会と推進委員会の構成メンバーはどのように変わって、民間の活力なり知恵を取り入れていくのか。物が決まってしまって、身動きできないような状態になって、これでうまくやってくれよというのだと、発展性が薄いのかなという形で思います。そう思いましたので、まずは推進委員会とかそういう中で、その段階でどれだけ入れて、どれだけ知恵をやるか。それを使うかというのが大きなポイントになるかなという意味合いで、ここのところを入れさせていただいたのですが、先ほど町長さんのご答弁では、検討委員会と推進委員会がそのまま移行して構成メンバーになってきて、これ推進するのはそのメンバーですよ。そのメンバーは庁内の課長さんたちですよ。課長さんたちは、住民の方の意向もいっぱいいっぱい知っているし、問題点もいっぱいわかっているのだというようなことは言われるかと思えますし、そうだとおもうのですが、それだけだとやはり発展性はないのではないかな。やっぱり内々の考え方になってしまって、大きな事業をやる時にはやっぱり民間とか、町民の方の意見をどれだけ素早く早目に入れるかというのが大事だと思うのですが、それについては町長、いかがでございますか。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） かなり話が進んできましたので、庁内の関係課長の中でこの推進委員会を立ち上げて、検討委員会から推進委員会になったわけでございますけれども、進めております。

先ほども地域住民の皆さんとの話し合いをいたしました。今後また話し合いの場があれば、そういう話し合いの場もつくっていくということは大変重要になってくると思います。やっぱり地域の皆さんが協力してくれないとできませんので、地域の皆さんに賛同を得て、そして地域の皆さんの要望を聞きながらすばらしいものにしていくというのが一番大事だと思っております。

もう一つ、町民会議がございまして、町民会議のメンバー12名以内ということで、今12名ですか、いるわけでございます。その中には宇津木常任委員長の話の中に出てきた村田敬一先生なども町民会議に入っております、そのときにその町民会議の皆さんにもその辺のことについては投げかけて、お話を聞いております。ですから、今後こんな重要な問題でございますから、もっともっといろんな人の意見を聞くということは大事でございますので、その推進委員会の中で今後その辺については検討させて、もっと町民の大勢の人の意見を聞いた中で進めていくということは大切なことだと考えております。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） 課長さんにちょっとお聞きしたいのですけれども、説明会とか訪問されてやったというようなことが町長のほうからお話がありました。いつごろ何回ぐらいされたでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） お答えいたします。

まず、地元、あの地域6丁目になりますので、6丁目の桐信周辺地区の方ということで、下新田区長さんの木島区長さんを初め6丁目の区長代理さん、また幹事長さんのご協力を得まして、5月の17日土曜日に行いました。対象者には約50世帯ぐらいの対象者を区長さんのほうから地元の方々に通知を配付させていただきまして、行ったのですが、そのうち20世帯の方々にご参加いただきました。先ほど町長が答弁の中で説明がありましたように、昨年のゴールデンウィークのころから今空き店舗といいますが、空き事務所になっているわけです。そのままそういう状態でいつまでこのままなるのかなということで、やはり地元の方にとってみれば、非常に不安なことだと思っていたのだと思います。そこへ、玉村町としてそこを活用していく。町が責任持って活用していくというお話をさせていただきました。その結果、町長申し上げましたように、非常に町として性急に進めるようにというようなお話を、ご意見をいただいております。

また、そのときには竹内さんはご参加いただけなかったものですから、また別の日、5月の27日に竹内さんのお宅に私と課長補佐兩名で直接お邪魔いたしまして、今回の計画について町の意とするところを説明させていただきました。ご意見とすれば、計画はよいことだと。ただ、子供たちが集まるといことになりますと、赤れんが倉庫の塀に上がったりと、屋根に上がることもなかなかないと思うのですが、そんなようなことがないように、施設の管理者たる人たちにその辺の子供への配慮を、指導を徹底してもらいたいというようなご要望が寄せられましたが、全体的には計画について賛同いただいております。

今後の話なのですが、これで全て説明が終わったということでは当然考えておりません。どういう形で中が改修工事になるとか、赤れんが倉庫がどういう形で改修が進むとか、そういった形が見える段階になりましたら、改めて1回に限らず、このような説明会を行いますということで参加いたしております。

以上でございます。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） 仮称のまちなか交流館のお話でした。計画のほうはまちなか交流館だけではなくて、たんぼぼなり、道路の話なり、新しい多目的交流施設なりというのがあります。そちらのほうの説明会はまだやっていないと。また、その意見聴取はしていないということでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） 今回は、地元の方ということでお話し申し上げましたので、赤れんが倉庫並びに（仮称）まちなか交流館に係る計画ということでご説明申し上げました。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） 非常に町民の方が期待しているものなのだろうと思うのです。それで、中身が見えれば見えるほど期待をされて、いろんな意見が出るのだろうと思うのです。ですから、単にポイントを絞ってしまって、そこだけの了解を得るとか何とかという話だけではなくて、周辺をどんどん広げていくとか、町民全体の方々の意見とか、そういうものをどのような形で今後やっていくような計画がありますでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

経営企画課長（金田邦夫君） 今回は、向こう3カ年の計画ということで住民周知、理解のための説明ということで行ってきたものなのですが、今後世代交流型の多目的施設だとか、そういったものを今後具体的な話として計画していく段階になりますならば、先ほど石内議員さんおっしゃいましたように、やはり民間活力、全て行政が運営するという時代ではもはやないと思いますので、民間の方々、例えばNPO法人でありますとか、いろいろ民間活力を活用する事例がございますので、そういった方々の考え方なども当然その計画の中に入れていって、やはり住民にとって望ましい、使い勝手のいい施設になっていくようなものにしていくべきだと思いますので、今後民間活力導入のための意見をどういう形で推進委員会の中に入れていくかというのが、推進委員会としても課題になってくるかと思いますが、進んで取り入れていきたいと思っております。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） ぜひ頻りに頻りにする必要はないかなと思います。

役場の課長さん方はいろんなことをよく知っていて、いろんなものを、出てきたものを、特にすぐれているのは私、調整力かなというふうに思います。いろんなものが出てきたときに、ここの欠点とか長所とかという、そういうのを見て、それをやっていくものがうんとすぐれているかなと思います。逆に言えば、全然わけのわからないようなということはないですけども、突拍子もないような感覚というのは全然そういうのはない。発想力ということについては、非常にちょっと難しい部分があるのではないかと思います。その両輪がやっぱりそろると、いい事業ができるのではないかなと思うのです。この特に役場周辺の開発の事業については、町民の方がいっぱい利用しようとする施設が多いですね。ですから、そうすると町民の方がどれだけ利用できるかというところを取り入れるか、またそれをどう調整するかというのが一つの鍵になるかと思います。お金がかかる話ですので、お金をかけ

たものに見合うだけの町民の方が喜んでもらうためには、それを積極的にやる必要があるのではないかと思います。

まず、それを例えば計画では8年の間にばばっとできるようになっていますけれども、その8年の中でどれだけ町民の方の参加がもらえるのかというのは、ちょっとあれという感じがします。やっぱりそれについては延ばしてもやむを得ない部分もあるのかもしれないけれども、しっかりと町民の方のニーズをつかむ、そういう事業にさせていただきたいなというふうに思いますし、そのための意見聴取会とか、またはいろんなその人のアイデアとか、そういうものをしっかり聞き取って頑張っていたいただければなと思います。

それはぜひそのような方向で今後検討していくという話ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、そこで最後のほうの質問になっているのですけれども、事業がめじろ押しになってきて、一応財政的なものについて今後検討していきたいという話だったのですが、これだけ大きなものを行ったときに、およそのガイドラインはつくるのではないかなと。そのおよそのガイドラインをつくったときに、どういう補助金が見えるのかとか、どれだけの町債をつくらなければいけないのかとか、それを一般財源からどういうふうに持っていくのかとか、という中期的な展望は立てる必要があると思うのですが、それはまだ全然立てていないということで、町長はさっきそういう形ですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） まだ最終的な改修費だとかというのが出てきませんので、今石内議員さんが言われたような、最終的なその数字はまだ出していません。ただ、概略での大まかなあれは数字は考えております。先ほど申したとおり、今の状況でいけば、それほど町財政に負担がかかるということではないという判断をしておりますけれども、今後の経済の動きによっては、これはちょっと難しいよということになる可能性もあるということでございます。

もう一つ、今いろんな石内議員さんが大変貴重な意見を言っていただきまして、大変ありがたく思っております。このような形で皆さんの意見を出していただければ非常にありがたいと思いますし、特にやはり人が大変町なか少なくなっておりますけれども、あそこは例幣使道という玉村町を代表する、玉村町だけでなく、群馬県を代表する街道でございます。大変シャッター街になってきて、商店が減りまして、シャッター街になっておりますけれども、まだまだシャッターがおりても中で人が住んでいるというのが大多数の状況でございます。ただ、あの桐生信用金庫の玉村支店については完全なる空き家というような状況で、なおかつ鉄筋の2階建てのあれだけ大きな建物が空き家という形であそこにありますと、大変周りからも非常に目立ちますし、一番私が問題だったのは、あの近所の方々もそれを心配していた、さっき不安視をしていたということですのでけれども、例えば皆さんが期待しない人があそこに入ってしまった場合に大変なことになってしまうと。ある町の例を見ても、非

常に悪い例なのですからけれども、大変期待しない人が入ってしまったおかげで周りがすっかり衰退し始めてしまったということもありますので、地域住民の人にしてみれば、この間の説明会の中で大変ありがたい話だと。ぜひ町であれを使って、町のものとして活用してくれという、そういう意見が出てきました。私もそれほど地域の人が心配していたとは思っていなかったのですけれども、やはりあの地域の人にとってみると、あそこが空き家であるということで、また誰が入るのかなど。例えば地域の皆さんが期待しない人が入った場合に大変なことになるということは心配していたみたいでございますので、町がそこに手をつけたということに対して非常に安心感を持ったということでございますので、今後も地域の皆さんの期待に応えるような形であれをつくっていく予定でございますので、またぜひ議員の皆さんにもご協力をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） いっぱいしゃべっていただいてありがとうございます。

私は、役場の周辺の全体のことの質問です。赤れんが云々の話のところ、あそこに限った話でいけば、午前中に質問に立った笠原さんのお話のように、それこそ都市計画を組み直しして、あそこの町並みをどうしていくのかというぐらいの形でやる中で、赤れんがとかそういうのがあったほうがいいのかと、そのぐらいの感じは私持っております。あそこだけをこうやって動かしてどうのこうのという形、急場しのぎではなくてというふうに思います。あと、例えばたんぼのやつをやりながら、社会福祉協議会をあそこに一時入れる。事務所を入れる。社会福祉協議会については社団法人ですか、法人になっていますね。公益法人かな、そういうふうになっています。そうすると、例えば建てる土地が確保できれば、補助金をいっぱいいただいて、ある程度予算は少ない中で、寄附とかそういうのを集めれば、非常に自分たちが使い勝手がいいものも新しいものができると思うのです。そうすると、あそこの中に無理やり、無理やりではないと思いますが、入れて、そこで何年かやるというよりは、初めからそういうふうにやったほうがいいのかとか、そういうふうにすれば世代間の多目的なものについてもスペースがあいてどうなのかとかいうようなことまで考えた上での計画をしていただければと思うのです。これは私の思いですからあれなのですが。

そういうような形で、同じやるのであればダイナミックな計画を私もやっていただいたほうが大賛成かなと思うのですが、ちょっと残念なのは概略、一応わかるのですけれどもということで、数字は町長言われませんでした。概略わかるのであれば、その概略でいいから言ってもらいたいと思うのです。24年度の決算のあれでいきますと、町民の借金ということですか、町債のあれですと1人当たり14万円なのですが、これが幾らになる感じになるのでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

総務課長（高井弘仁君） 1人当たりの借金が幾らになるかということでございますけれども、こ

れにはこれのもとには借金が幾らした場合に幾らになるという答えが出てくるわけでございまして、先ほどから町長がお答えしているとおり、この全体の計画が幾らになるかということと、その場合に使った地方債がどのような地方債で、何%充当されて、幾ら充当されるということがない限り、なかなか1人当たりの借金の額が幾らになるかということはお答えできないということでございます。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） 当然出ないですね。それは結局事業のある程度の概略でも、結局これは大体建物をこのぐらしかけるよな、このぐらいの建物、大きさはこのぐらいたよな。単純にこの平米幾らだよなと。そうすると、幾らになると。これは補助金がもらえるかももらえないか。もしもらえた場合はこうだし、もらえなかったらこうだな。もらえたら、町債はこれだけだな、もらえなかったらこれだけだな。そういう試算はされていますよね。

議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

総務課長（高井弘仁君） その辺の試算の話なのですが、試算は今のところしていないという状況であります。

補助金につきましては、昨今の状況を見ますと、非常に多岐にわたった補助金、補助金の内容がかなり複雑というのですか、交付金に近いような補助金が多いことが多いです。以前は負担金といって、義務教育なんかの場合はもう国がこれだけは負担すると、補助はこれだけは確定にしますよというような状況で、負担金的な補助金が多かったのですが、昨今は非常に単独費についても交付金ということで、ある程度市町村にお任せしますから、交付金はこの程度全体で交付しますと。ただ、その全体も一つの事業に限ってではなくて、幾つかの事業を組み合わせた中で交付金を何割交付するとか、そういういろんな多岐にわたった補助金が非常に多くなっております。その関係で、それもありますので、地方債を算定する場合も当然補助金を引いた残りの額の何%という感じで地方債を発行するわけでありまして、その算定も難しいということがあります。ですので、一番大事なことは、その時々、非常に最近はどんどん補助金の形態を変えていきますので、その時々補助金をいかにうまく利用して補助金をいただいて、地方債をできる限り少なくして、後年度負担を少なくしていくというふうな基本的なスタンスで総務課のほうも入っておりますので、この推進協議会の中でもこの8年間の事業をやる部分を一遍にどさっといくのではなくて、できる限り平均的なもので、これは何年度、これは何年度というふうによく交通整理をしていって、その時々補助金をうまく使い、また地方債も交付税措置のある地方債をできる限り発行していくという形でいきたいと思っておりますので、なかなかこの場でどうだという話はできないというのが状況で、なかなかちょっとまとまらないのですけれども、今のところそういう状況であります。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔 3 番 石内國雄君発言 〕

3 番（石内國雄君） 難しくて話があれですけれども、なかなかこれは具体的に言えないかなと思うのですが、ただそのとき、そのときの補助金が流動的とかなんとかという話とか、役場周辺の計画のこれでいくと、この 8 年間、10 年間の間に、10 年間たてば解体から何から全部入りますけれども、建てるだけまでいくと 8 年ぐらいでみんな立ち上がるという話になってきて、相当集中していくという話なのです。だから、補助金は当てにならないよ。自力で町債とあれでやるのだよというぐらいの心構えなり、またはその資金は民間の経済を利用するとか、その辺の大きな取り組みをやるかやらないによって、大きく進みぐあいも内容も違ってくるのかと思うのです。

今前橋市でも何でもいろんな公共施設のときにいろんな会社の名前がくっついたりとかしていますし、事業を起こすときに民間の方に出資をしていただいて、そこから運営資金の中から返済をすることがされている自治体もあります。特にこれだけ大きなものをめじろ押しにした事業であるならば、そういうところまで踏み込んで計算をすべきではないかなと思います。町長は、特に財政のほうは明るくて、今までずっとその辺をうまく調整しながらいい形の状態で来ました。ここで思い切って何とかカレ、積極的な財政で、リスキーですね、済みません。カレしか覚えていなくて。形でやっているという形なのですが、そうであれば、なおさら大きな事業をやるときにはやるべきほど緻密な財政計算をして、公にするしなは別にしても、計算をしていますという答えが欲しかったのです。していませんという話ですと、何、しないで計画立てるのかいということになります。そうすると、ちょっと大変なことだよねということになりますので、されているとは思って質問していたのですけれども、ぜひそのところを言えるか言えないかは別問題として、ある程度の概算をされているならされているというふうに言っていて、されていなかったら早急にするというふうに言っていてもらえればと思います。町長、いかがでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔 町長 貫井孝道君発言 〕

町長（貫井孝道君） 石内議員さんの言うとおりでございます。大きなことをすればするほど緻密な計算をして、これを実行に移していくというのが基本的な考えでございます。

ただ、今の桐信の件につきましては、新築をするわけでもなく、非常に金をかけないでやるというのが基本的な考えでございましたので、耐震補強もそれほど要らないというような話が来ておりますので、最小限な費用であそこを使っていくと。30 年、40 年使えるわけではない。多分私の考えでは 15 年、よく使って 20 年だと思うのです。先ほど朝の質問で笠原議員さんが言われたとおり、そんなに長く使えるものではないから、余分な金はかけるなという話のとおりだと思うのです。だから、あの件につきましては最小限の金でやるという頭が先行しておりましたので、その 8 年間の財政状況までを勘案するほどの金は使いたくないというのが私の考えでした。ただ、ほかの事業もめじろ押しでございますので、そういうものがありますから、これは緻密な財政状況を計算しながらやっていく

ということで進めたいと思っております。

議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

3番（石内國雄君） ぜひ検討しながら、素晴らしい事業をやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。2時45分に再開いたします。

午後2時30分休憩

午後2時45分再開

議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

議長（柳沢浩一君） 次に、13番石川眞男議員の発言を許します。

〔13番 石川眞男君登壇〕

13番（石川眞男君） お世話になります。きょう最後の一般質問ということで、早速させていただきます。

本当にいきなりの暑さが6月になって来て、北海道、大変ですね。予期せぬ気候ということも大変ですけれども、政治も予期せぬことが起きないように、ぜひ予想の範囲内の決着でしていただければ、やっぱり集団的自衛権、そういうものは一つの内閣の解釈変更でやっていくような、そんな軽いものではないと思いますので、その辺はお願いしていくものでございます。特に与党協議が行われていますので、公明党さんには頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

要するに今後の町政、これは日本社会の問題でもあるのですけれども、本当に高齢化が一気に進んでいくという状況の中で、今後の町政の基本には高齢化が来ることによる大介護時代、それから人口減少時代の到来、この観点を常に進めておくべきと考えております。

まず、質問の最初ですけれども、JAしばね支店周辺に健康増進施設を建設し、地域住民の健康寿命の向上を図れということですが、しばね支店周辺は小学校、保育所、プール、老人施設から医療施設まであり、防災公園建設も計画されている地域であります。今後の地域住民の健康増進の拠点として、町が責任をとる施設と人員体制を整えるべきと考えますが、どんなものでしょうか。

2番目、花火大会について。玉村町の花火大会も会を重ねて夏の風物詩となっていますが、現在地での最後の開催となる花火大会をどのように盛り上げ、また来年以降はどこでどのような規模で開催する計画か、わかっている範囲内でお答えいただけたらと思います。

それから、県立女子大との連携の現状についてお尋ねします。町は、3つの自治体と友好交流関係を結んでいますが、町内に大学を持つ町としてその意義をしっかりと認識して、生涯学習の場等、住

民福利にも生かす企画が求められると思いますけれども、女子大との連携の現状をお伺いいたします。

それから、消費税増税に伴う簡素な給付措置について。4月から8%に消費税率が上がりましたが、この増税に対して簡素な給付措置として臨時福祉給付金、臨時特例給付金の支払いを受けるその対象と人数、金額をどの程度と把握しているでしょうか。その具体的な支払い方法と事務費用をお伺いいたします。

そして、最後に発注者にとっても、受注者にとっても、公契約条例の制定は必要と考えますが、その対応をお尋ねいたします。住民福利の増進をその行動原理とする自治体行政ですが、指定管理者等による業務委託がかなり進んでいます。その業務の公共性、町の政策や理念を実現する担い手としての自覚、それに伴う委託先での雇用環境の維持改善を発注者、受注者双方に促すためにも、公契約条例を制定し、歴史の流れの先頭部分に立つべきと考えますが、いかがでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

町長（貫井孝道君） 13番石川眞男議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、JAしばね支店周辺に健康増進施設を建設し、地域住民の健康寿命の向上を図れについてお答えいたします。これからの日本の高齢化率は年々上昇し、石川議員のおっしゃるとおり、大介護時代、人口減少時代の到来が予想されております。国におきましては、大介護時代、人口減少時代の到来に備え、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれていることから、持続可能な医療制度、介護保険制度とするために、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。当町におきましても、4月1日の高齢化率は19.4%と、全国の24.1%、これは昨年10月1日現在でございますと比較しますと、まだ低い状況となっておりますが、当町の場合には過去に急速に人口が増加した経緯から、首都圏のベッドタウンの都市と同様に急速な高齢化が予想されております。

町といたしましても、このような状況を踏まえ、関係機関や関係団体と連携し、地域包括ケアシステムの構築を目指すとともに、元気で生きがいを持ち、自立した生活を地域で継続していただく期間をいかに延ばしていくかが重要と考えております。現在JAしばね支店周辺には健康の森ふれあいパークとしまして、児童関連施設、高齢者関連施設、健康増進関連施設、地域交流関連施設が整備されており、来年度には第4保育所の新築移転が予定をされております。健康寿命、介護予防の観点から、新たな健康増進施設が必要であると考えられますが、まずは現在ある施設のさらなる有効活用を図り、今後特に高齢化が予想される地区等地域的なバランスを考え、検討してまいりたいと考えております。

次に、花火大会についての質問にお答えいたします。ご承知のとおり、田園夢花火2014第26回

たまむら花火大会を7月19日に開催いたします。県内でも一番早い時期に開催され、特色ある田園地帯での迫力ある打ち上げ花火を堪能することができます。県内はもとより、県外からも多数の来場者が楽しみにしている有名な花火大会となりつつあります。今回の花火大会で現在地での打ち上げは最後となりますが、9月に東毛広域幹線道路が開通予定となっていますので、開通記念行事として盛大な花火大会となるよう、現在関係機関と調整をしながら準備を進めている現状でございます。

来年以降につきましては、引き続き田園夢花火として今までと同規模で打ち上げ可能な候補地を現在調査している段階でございます。この候補地での打ち上げが可能か、打ち上げ地点の土地所有者の方へ承諾をいただくこと、近隣施設との協議等多くの課題があります。まずは、ことしの花火大会を盛大に成功させることを優先に考えていますので、花火大会終了後、たまむら花火大会実行委員会により具体的な検討を進めていながら、候補地を決定していきたいと考えております。花火大会が決定した場合等においては、随時広報等で町民の皆様様に周知していきたいと思っております。これからもたまむら花火大会にご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県立女子大との連携の現状についてお答えいたします。町は、平成23年1月5日に群馬県立女子大学と連携協力に関する包括協定を締結し、以降30ほどの連携事業を実施しています。中でも小中学校の学習支援や就学指導委員会への参画、のびやか発達相談などは、地域貢献の観点からも町と大学の間で行っている相互評価は高いレベルを維持しております。その他の事業についても一定のレベルを維持しており、継続して事業を実施しております。最近の傾向としまして、大学から町へのアプローチもふえてきました。代表的なものは、国際コミュニケーション学部の安斎准教授のビジネス・リーダー論では、玉村町の課題を授業のテーマにしています。課題設定を「名もない町を名もある町へ」とし、知名度を高め、玉村町を売り出すためにどのような方法が考えられるか、学生の視点で町に提案をするというものでございます。これは、来月、7月に学生のほうから発表があるということでございます。検討した結果は、学生によるプレゼンテーションとして発表されますので、町の施策に結びつくような斬新なアイデアがあれば、事業化を図っていききたいと考えております。

なお、この6月8日、今度の日曜日でございます。8日には、学生に本町を知ってもらうための町職員の案内による玉村ツアーが行われます。また、来春オープン予定のたまむら道の駅（仮称）のトイレ棟の壁面のデザインを美学美術史学科の山崎准教授のゼミに依頼をいたしました。このように、町と大学とが積極的にかかわるようになってきましたので、今後はさらなる連携協力のもと、町と大学の発展と人材育成及び学術の振興を図っていききたいと考えております。

次に、消費税増税に伴う簡素な給付措置についての質問にお答えいたします。臨時福祉給付金、これは簡素な給付措置でございます。と子育て世帯臨時特例給付金についてお答えいたします。この2つの給付金は、消費税率の引き上げによる反動減を緩和して、景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、国の経済政策パッケージの一環として決定をされました。

まず初めに、臨時福祉給付金についてお答えいたします。臨時福祉給付金の対象者は、平成26年度の住民税非課税の方です。ただし、課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除きます。生活保護者については、既に保護基準の改定が行われ、支給額が消費税率の引き上げによる負担増へ対応しているため、2つの給付金ともに対象になりません。臨時福祉給付金の支給額は1人につき1万円です。その対象者の中で老齢基礎年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金の受給者及び児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者は1人につき5,000円の加算金がつきます。

国は、臨時福祉給付金の対象者を全国で2,400万人程度、加算対象者を1,200万人程度と見込んでいます。その割合を当町に当てはめ、給付対象者を玉村町としては6,800人で加算対象者を3,100人と見込みました。1人当たりの給付金が1万円と加算金が5,000円ですから、それぞれ支給額においては6,800万円と加算額1,550万円となり、この給付費総額を8,350万円といたしました。事務費として超過勤務手当、消耗品、郵便料、委託料、OA機器関係などで555万1,000円を見込みました。この臨時福祉給付金の総額は8,905万1,000円でございます。

次に、子育て世帯臨時特例給付金についてお答えいたします。対象者は、1月分の児童手当の受給者で、子供1人につき1万円です。ただし、平成26年度の所得が児童手当の所得制限限度額以上の者、生活保護受給者、臨時福祉給付金対象者などは除きます。1人につき2つの給付金を受給することとはなく、条件が重なる場合は臨時福祉給付金が優先をされます。当町では、平成26年2月期児童手当支給見込み数を参考とし、対象児童数を4,600人、支給額を4,600万円と見込みました。この事務費として超過勤務手当、臨時職員賃金、消耗品、郵便料金で229万円を見込んでいます。子育て世帯臨時特例給付金の総額は4,829万円でございます。健康福祉課予算のほか経営企画課予算に2つの給付金のシステム開発費として総額1,186万円を見込んでおります。2つの給付金ともに給付費を含め、必要経費を国が全額負担いたします。

さて、手続や支払い方法についての説明です。2つの給付金ともに受給するためには、平成26年1月1日時点で住民票がある市町村へ申請が必要です。今回に限り、非課税のお知らせと同時に臨時福祉給付金受給と思われる方へ申請書を郵送し、子育て世帯臨時特例給付金についても該当者と思われる方へ申請書を同時に郵送する予定でございます。返信用封筒で折り返し申請書を町へ8月1日から11月4日までに提出してもらいます。町では、その申請を精査し、該当になった場合は給付金を本人の指定口座へ振り込みます。該当者の中で遺族年金受給者などの加算対象者については、町に情報がないので、関係機関より情報が来る予定となっております。2つの給付金の詳細を7月号の広報等で周知し、申請書の発送を7月末ごろ、申請書の受け付けを8月1日から開始する予定でございます。そして、順を追って該当者に対しては本人口座へ給付金を振り込む予定となっております。

次に、発注者にとっても受注者にとっても、公契約条例の制定は必要と考えるが、その対応についての質問についてお答えいたします。地方自治体が発注する建設工事請負契約、測量、建設コンサル

タント業務等委託契約、役務の提供に係る業務委託契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、入札参加者並びに受注者に対し、その従事労働者に支払うべき賃金の最低額を定め、その支払いについて入札参加や資格要件とする公契約条例が平成21年9月に日本で初めて千葉県野田市において制定されました。それ以来全国に広がり、各自治体では制定や制定に向けての検討が活発になりました。

群馬県内では、平成25年3月に前橋市が条例を制定いたしました。公契約で働く労働者のための対応の一つとして、本町においては建設工事の最低制限価格制度及び低入札価格制度があります。これは、入札制度において工事の品質確保及び従業員の適正な賃金を確保するために必要な制度でありますので、今後も適切に実施してまいります。石川議員のご指摘のとおり、委託先での雇用環境の維持改善を発注者、受注者双方に促すためにも条例を制定し、歴史の流れの先頭部分に立つことが望ましいことと考えられますが、県内で条例を制定している前橋市の実施状況を初め、県内市町村等の動向に注視し、情報収集を行い、当町としても検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） それでは、質問させていただきます。

しばね支店、いよいよJAも合併して、しばね支店もあと何年かというところなのですけれども、あの場所はやはり芝根地区の公民館機能を持っている、一応そういった建前のところであるわけです。現実的にはなかなか機能していなかった側面はあるのですけれども、しかしあの辺行ってみると、どうしても芝根地区の人はあそこが一番よりどころとしては集まりやすいというか、そういった思いがあるところです。南に忠霊塔があり、薬師様もあり、それで川には春になれば桜が咲いている。あの辺が健康の森という名前もあるので、私はここで健康増進施設という言葉で使ったら、町の答弁はプールや老人施設やいろいろあるのだから、それを使ってくれという話で答えていましたけれども、もちろん有効に使うことは求める。それを一層有効にするためにも、あの農協があるところを一つの集える、芝根地域の集える公民館機能を含めた健康増進施設みたいなものにすれば、非常に集まりやすくなるのではないかという、芝根の人にとっては非常に求心力のあるところなのです。

それで、そういうのは釈迦に説法だけれども、今年度は介護保険料がまた改定され、それで国保財政の厳しさということがあります。それから、恐らく政府もこのような状況の中で社会保障改革というのが、改革と言いながら非常に厳しいものになってくると思うのです。それで、その中で恐らく企業の健康保険組合とか市町村の国民健康保険組合、これが健康づくりや予防にどれだけ熱心に取り組んでいるかによって、加入者の保険料の上げ下げまで、上げ下げというか、下げるというところまでも来るような状況が来ると思うのです。そういう意味において、まず自覚すべきは、自分自身は60過ぎてみて、周りを見て、やはり健康というのが毎日毎日朝を迎えて1日過ごせて、夜気持ちよく就寝

できるという、本当に何事もないことがいかに幸せなことかというのは、何かわかるのですね。そういう中で、まだまだ自然な空間がこの町にありますから。芝根の本当に拠点のところに人々が集まれるような状況。それで、公民館機能を要するにやることによって、今地域包括ケアシステムみたいな機能もそこに持たせて、そしてプールは、あなたはプールだよ、あそこだよという形での機能の拠点とするような状況をあの辺でつくれたらいいかなと思うのです。

本当にこれからは、町村が健康を維持するためにどれだけの取り組みをしたかということによって保険料が上がったり下がったりするような、そういう時代が実は来ているということの認識をしていただいて、町長にやっぱり健康の森、健康の地域というところで、この中心市街地ももちろん重要なだけけれども、まずは3万7,000人もいるこの町の中での芝根地区の人のよりどころというものをやはり確保していく必要があるのではないかなと思うのです。その辺をちょっとお答え、私の今の話を含めてお答えいただければと思うのですけれども。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長(貫井孝道君) 芝根小を含めたあの一体が芝根地区の旧芝根村の中心地でございます。我々がいろんなことで芝根地区に行ったときに、特に高齢者の方々の話を聞きますと、今石川議員さんが言ったとおり、あの辺が心のよりどころであるということはいつも聞かされておりますので、我々もそういう認識はしております。ですから、あの辺は大変大切なところでございますので、これから今役場周辺地区高度利用計画がありましたとおり、芝根地区としてはそういう大事な場所でありまして、ということ認識しながら、あの辺の本当に地域住民の皆さんがそれを維持できるような形で進めていければ、それと同時に大きな目的は、今石川議員さんが言ったとおり、大介護時代、健康増進、一番の地域の目玉は健康でございますので、そういうものに貢献できる場所として活用ということは十二分に考えられるところだと考えております。ただ、すぐにどうこうということまでまだいいませんけれども、将来的にはそのような形になるのが一番芝根地区の皆さんにとっては最適ではないかなと、私も考えております。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番(石川眞男君) ぜひその姿勢でお願いしたいのです。とすると、やはりしばね支店を、その場所を逆に桐信の問題ではないですけれども、町長、どういう言い方したか、そういった人に、よからぬ人に使われないような形での町としての確保をする責任があるのではないかなと。その辺も踏まえて、ぜひ採用していただきたいと思います。

今度は花火のことなのですけれども、現実問題、いよいよそれこそ楽しんで、なれ親しんでいたところでの花火大会が、ことしの7月で最後になりますけれども、これはもう誰でもわかっていることです。では、これで花火はやめてしまうかと、そういう問題ではないので、これは共通事項だと思い

ます。しかし、やっぱり全てのものは生きるためには変わって、いろんなところで変化をしながら変わっていくことによって、それを長らえていくという側面が例外なくあるので、この花火大会もまた形、場所とかそういった形態を変えても、来年以降存続できるという形での、これはもうここで明言していただけますか。

議長（柳沢浩一君） 副町長。

〔副町長 重田正典君発言〕

副町長（重田正典君） 先ほど町長の答弁にもありましたとおり、今年度で花火大会が終わりということではなくて、来年度以降も続けていくということで、場所が変わりますけれども、そのような今まで上げてきた花火と同様の花火大会ができるような形で検討していくということでありますので、よろしく願いいたします。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） 私もここでは余り踏み込みませんが、ことしは大手の旅行会社に依頼してということで、私も初めは何でこの最後の花火大会に大手の旅行会社に頼む必要があるのだと思ったのですけれども、その意味をちょっとお尋ねしたいのですが、何のために大手旅行会社にわざわざここでの最後の。でなければ、次のことも考えてのことなのか、その辺も含めて。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 旅行会社への委託の件につきましては、当然次のことを考えてのこととございます。ことしは委託料的には250万円程度なのですけれども、これを本格的に頼んだらどうなるかというのは、もっとふえると思うのですけれども、どちらかという、練習と言っては失礼なのですけれども、来年以降のことを考えての準備というふうに捉えております。特に民間の活用というのもあるのですけれども、職員の負担というのが今現在相当なものがありますので、少し外注にしていくという流れをこれからつくっていきたいと、そういう考えでございます。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） 確かにこの時期になると職員が勤労者センターに集まっているようなことを毎日しているという状況を見受けるのですけれども、相当な残業手当とか、そういうので経費かかっているわけでしょうから。それで、こちらの本業というか、自分の業務まで支障があるということていくわけでしょうけれども、その大手の会社がどの程度のことをやるのですか。看板を置いたり、集金とか、協賛金を集めたりとか、どういう形でのかわり方を依頼するのでしょうか。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 集金に対しましては、従来の方法と並行してクレジット方式というのだったかな、何かそういう民間だからできるような、そういった点を取り入れたり、準備の関係につきましても民間の労力を使うというのもあるのですけれども、どちらかということしは一緒にやり方を覚えるというに変ですけれども、そういう部分も多いかなと思います。

以上です。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） それで、本当に応えるほうも大変だと思うのですけれども。要するに花火の場合、花火を見た人というか、何万人という数字が出ますね。産業祭のときは、こうだから、大体大ざっぱには。それで、売り上げなんかもわかるのだけれども、花火大会の場合のお金の動きというのですかね、いろんな店で買ったり売ったりみたいの。そういうのというのは把握の仕方があるのですか。どのくらいのお金で全てを評価するわけではないのだけれども、一体どのくらいの店でとか、花火の影響の売り上げみたいのは把握できているのですか、大ざっぱでも。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 入り込み数というのでしょうか、何万人の方が観覧したというのは毎年発表はしていると思いますけれども、直接町のほうにお金がどれだけ落ちたかとか、その辺というのはなかなか把握のしようがないのかなというのが実態かと思います。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） 私は、実はそれが花火大会だと思うのです。夜やるのだから、闇の中でやるのだから、明るくぱっと上げるのだから、全てを明るくしてガラス張りで幾らですと、そういうのではなくて、闇の世界というのがあったほうがいい。闇というか、夜なのだから。そこに花火を上げると明るい気持ちになるという、その対照の中で楽しむというか、そういう中での思いというのは、実は大事だと思うのです。そういう意味において、このことしの花火はここでの最後の花火大会になるわけだけれども、本当にちょっと最後だからこそその盛り上げというか、そういうものをちょっと期待したいのですけれども、何か企てというか、企画はありますか。

議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

経済産業課長（大谷義久君） 企ては特にはないのですけれども、いかに盛大に盛り上げるかというところでは、予算的なことを言ってもあれなのですけれども、例年1,000万円程度の花火の打ち上げ料というところに対しまして、1,200万円を今予算の上では予定をしております。ですから、例年で言うと1万発とよく言われますけれども、単純に言えば1万2,000発というようなこ

とで、上げる時間は同じ想定でありますので、その中がもっと詰まって凝縮されて、盛大になるというふうに解釈をしております。手法等については、今までの積み上げの伝統がありますので、その辺をある程度踏襲しながらやっていくというような方向になっております。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） この前どこかの花火でありましたね、事故が。引火して、人が亡くなってしまって。京都のほうでしたか。だから、ああいう事故が絶対ないように、とにかく事故があったら興ざめどころの騒ぎではないので、とにかく安全をまず第一にすることと、夜の花火大会の楽しみ、これはもう日本人、世界かな、日本人にとってずっと昔から続いてきていることなので、特に今の時代に夏を告げる玉村町の花火大会の時期的な位置というのがありますから、それこそ大きな市に負けない勢いで花火というものをことしも成功させていただきたいと思うのですけれども、町長、この最後のここでの花火についての何かありますか、思いは。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今石川議員さんから指名があればいいなと思って待っていました。

一言、この花火について言いたかったのですけれども、先日も群テレのインタビューがありまして、なぜこの玉村町の花火はこれだけ盛り上がるのですかという話がありまして、私が答えたのは、やっぱり3万7,000人の町民がこの花火にそれだけ熱を入れているのだと、この花火にかけているのですよという話をしたのですけれども、これがこの花火が私はこれだけメジャーになった一つの原因だと思っております。3.11があった年に、この花火をやるかやらないかという問題が起きまして、やめようと、こんな時期だからやめようという意見も結構あったのですけれども、その一つとして、多分これだけ義援金だとか被災地にお金を送ったり、物を送ってしまったので、花火の寄附は多分集まらないだろうという予測をされました。町としてもその予算をその分だけ余分に取ったのですけれども、結果的には前年度を上回るだけの寄附が集まったということでございますし、そういう面を見ても、本当に一人一人の皆さんがこの花火にかかる意気込みというのが感じられております。ですから、これがこの花火がこれだけ、私はすばらしい花火大会になったなと。26回という、ことし26回でございますので、平成何年ですかと聞かれたときに、花火の回数を聞けば平成何年というのがすぐわかるという、非常に由緒ある花火大会だなと感じておりますし、玉村町の皆さんの自慢の種というのがあると。これは心の中にすごく自信になると思います。そういう意味でも、子供たちにもこういう気持ちを持たせて、ぜひ言っていきたいなと思っておりますし、この花火大会を全町挙げて、この場所では最後でございますけれども、華々しい精神的に玉村町の町民であるという誇りを持てる花火大会にしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔 13番 石川眞男君発言 〕

13番(石川眞男君) それでは、皆さんでぜひ成功させましょう。

それでは、次は女子大との連携のことなのですけれども、今玉村町は山ノ内町、それから昭和村、茨城県茨城町と、この3つの自治体との友好関係を結んで、これから本格的な交流をしていこうというので、それはそれでいいとして、しかしたしか群馬県の町村で大学がある町村というのは玉村町とあそこだけではないのかなと思うのですが、板倉町。だけだと思うのです。間違いないですか。

議長(柳沢浩一君) 経営企画課長。

〔 経営企画課長 金田邦夫君発言 〕

経営企画課長(金田邦夫君) おっしゃるとおりだと思います。

議長(柳沢浩一君) 13番石川眞男議員。

〔 13番 石川眞男君発言 〕

13番(石川眞男君) そうであると、やっぱり今大学も女子大の課題というのは独立法人ですか、になるかならないかという議論がたしか起きていると思うのです。私はそれは余りそういった形になると、目先の成果を求めるような状況が来て、それによって予算を絞ってくるようながあるので、余り慎重に進めていったほうがいいかなと。他人事ではないけれども、心配しているのですけれども、余り言えないけれども。しかし、その中で若い優秀な、それぞれのいろんな研究を積み重ねた先生方というのがあそこに集まっているのです。それが、玉村町の人と結びつきたいと思っている。というのは、大学自体が、玉村町の住民から理解、支持がなければ、大学の存立も厳しいという状況があるわけです。だから、そういう意味において、外での連携の3自治体というのも重要なだけけれども、この大学との関係を生かす、そういったものをより一層工夫していったほうがいいかと思うのです。

それで、私なんか生涯学習というところで、いつでもどこでも誰でも学べるという、そういったことがあるわけですが、それを女子大に適用してもらえれば、本当にこの前、何回か安保先生の講演を聞きました。一茶や蕪村や宮沢賢治の。それこそ人生1周してきた人間にとっては物すごくいい話なのだけれども、ただ20歳ぐらいの学生にとってはもったいないなと私なんかは思ってしまうのです。思ってしまうのだけれども、しかし全く人生無垢の人たちがそういった話を聞くというのは、実は後々生きてくるのですよ。そういう意味で、学業とかそういうものというのは、意外に目先の成果というのはむしろ求めずに、その人の人生の年輪の中で生きてくるものだという意味でのものを、大学というのはそういう機能があるのだと。その機能の大学が、住民にいろんな形で開放してくれているわけだから、このいつでもどこでも誰でも学べる生涯学習の場として大学の機能を、大学をより一層連携強化させてもらうという発想が必要だと思うのですけれども、その辺町長なり金田課長なりお尋ねしたいのです。

議長(柳沢浩一君) 経営企画課長。

〔 経営企画課長 金田邦夫君発言 〕

経営企画課長（金田邦夫君） 女子大につきましては、振り返ってみますならば、前橋市で開学して、昭和57年の10月に玉村町で開学になったという経緯があって、およそ30年近くたった後に、平成23年1月5日に包括協定を結んでおります。それまでややもすると、せっかく大学が玉村町にあるにもかかわらず、余り濃密なおつき合いはしなかったのかなという感じも持ちます。包括協定がきっかけになりまして、今のような流れができてきたというような感じは持っております。特に包括協定を結んだときの学長さんは、その後体調を崩されまして引退されて、現在の濱口学長さんになりましてからは、濱口学長さんは玉村町にみずからお住まいになられて、玉村町の町民の前で、公の場で、我が町の大学と呼んでほしいと。県立大学にもかかわらず、我が町の大学と呼んで欲しいというようなことまでおっしゃってくれています。まさに玉村町にとっては宝だと、そんなような認識で私しております。

大学との連携の中で、まだまだ足りない部分もあるとは思っております。先ほど町長答弁の中で、学生が玉村町の地域に出て、玉村町のことを学ぶというようなこともあるのですが、せっかく玉村町にある大学の知的財産と申しますか、先生方のいろんなすばらしい研究の成果をお持ちになっておりますので、それを玉村町の町民の生涯学習、自分の知的好奇心を満たすとか、学習の場に生かすとか、そういった活用にまだまだ活用できるのではないかと考えております。大学自体は公開講座とか公開授業、群馬学のシンポジウムなどありますが、それとは別に何か玉村町町民向けの連携、生涯学習に資するような連携ができるように、ぜひしていきたいなと思っております。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） これは、この連携強化というのは、本当に住民にとっても非常に有用、役に立つものだと思いますので、ぜひ進めてください。町長にちょっと短くその点をお尋ねしたいのですが。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 今課長から話したとおり、現在の濱口学長になりましてからより一層玉村町の大学であるというのを認識してくれております。また、学生にも、私も10年前から入学式、卒業式に招待をされて行っておりますけれども、昨年濱口学長が学長に就任したときに、入学式に生徒と保護者に向かって、玉村町で4年間生活するのだから、玉村町の人間になってくださいということで、住所も玉村町に移して、こっちで下宿する方は玉村町に住所を移して、そして4年間通ってくれという、そういう話を入学式でされました。ことしもまたその話をしたのです。私も非常にありがたい話をされたなと思っております。特に学長は細かいことも非常に気を使っていて、ここにいる浅見議員さんなどは学生のアルバイトを前から使って、非常にその学生を大事にしてくれたということで、今でも大変感謝をしているという話が今でも出ます。そういうような形で、この町と大学の連携とい

うのを町以上に大学のほうもそれを進めてくれておりますし、町から何かを要望したときには、ほとんど100%オーケーという形で来ておりますし、たまたま金田課長のところで非常にその辺をうまく交通整理をしてくれておりますので、今後も女子大とこの町との連携はますます深まっていくという予定であります。ぜひ議員の皆さんにもよろしくお願ひしたいと思います。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） それでは、この消費税増税に伴う簡素な給付措置ということで、今町から説明を受けたのですけれども、6,800人とか3,100人とか、子育て世代が4,600人、要は特に住民税を払えないような所得状況の方が6,800人いるということですか、一つのことは。そう捉えていいですか、小林課長。

議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） そういうことでございます。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） 3万7,000人の人口で6,800人という結構な、6人に1人ぐらいいかな、まあ、穏やかではないのですね。それで、実際私も驚いたのは、この2,400万人ということなのです、全国で。それで、これを説明した解説員が、実は6人に1人がこういう状況なのですと、その学者がびっくりしてしまったのです。これだけ実は日本は格差があるのですよと。その中で消費税を上げてしまったのだからねなんて、そういう質問をして、私もちょっと気になってここでちょっと尋ねてみたのですけれども、本来ならやっぱり非正規労働がいっぱいふえてしまって、まともに払うべき賃金が内部留保という形で大手の会社に残っているのだね。それは国際競争の中でこれから使うのだという方便を使っているけれども、それは恐らく300兆円ですよ。今回の消費税で20兆円弱ですから。16兆円から17兆円ですよ、10%に上げたとしても。だから、その中から300兆円の中から20兆円、30兆円出せということになれば、こんな騒ぎはないのだけれども、しかしこういう状況の中で、しかもこんな形で手当して、そのシステム変更費が1,186万円かかるのですか。これは1回だけですか、このシステム変更費。1回だけ。

議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

健康福祉課長（小林 訓君） 今回の給付金に係るのみで、1回限りです。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） お金をこういった形で1人1万円ないし1万5,000円かかるのに、町

でこれだけ、国が出すとしても、1つの町でこれだけ費用がかかり、そして通知を出して、申請主義だから、申請がなければ払う必要がないわけですから。だから、そういう面も含めて、もうここまで来てしまったら、とにかく申請してもらおうようにやるというか。

それで、私もちょっと調べてどういう状況かと見たら、OECDのを見ると、1997年を100にすると、賃金の上昇が例えばオーストラリアなんか194%なのです。アメリカも159%、ドイツでも38%上がっているのです。日本は88.9%で、賃金が下がってしまっているのですね、所得が。工業者の所得が。そういう状況の中で今があるということなのですね。だから、ぜひ町には6人に1人がそのような状況というのは穏やかではないと思うので、これも町長に感想だけ短くお尋ねしたい。それで、適切などにかく通知をして、申請してくださいという形をお願いしたい。この6人に1人がこういった形でもらえるというか、支給しなければ生活できないだろうと政府から見られているという状況はいかが考えますか。

議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

町長（貫井孝道君） 石川議員さんの言うとおり、格差が広がっているということでございますので、今回は申請をできるだけ申請漏れがないようにしていただいて、それに対応していくということでやっていきたいと思えます。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） ぜひそういうことでお願いしたいです。

最後に、こういった状況の中、本当に厳しい状況になっている中で、町の仕事、業務を請け負った民間の会社との間で、本来町がやるべきものを請け負った中でのその会社で働く人たちの雇用や労働条件を確保するというのは、自治体の責任でもあると思うのです。働きがいがある人間らしい労働と。ディーセント・ワークと言われているのだけれども、この働きがいある人間らしい労働を、やはり町としてももうなげうってしまったのだから、好きに煮ても焼いてもいいのだよと、やってくればいいのだよと、そういうのではなくて、やはり総合的な事業の質を確保して、質の高い行政サービスを提供することで住民の福祉の向上につながるという意味で、受注者、それから発注者ともにこれは公の仕事なのだ、住民のために行う仕事なのだという、その姿勢を自覚することは、今だからこそ求められているのではないかと思うのです。

それで、実際理念条例だけれども、前橋市はつくりました。今町長が言ったように、野田市が最初にやって、尼崎市とかいろいろところで条例化されて、要するに公正な労働条件をつくるということは、町にとっても決して悪いところではない。必要なのだ、市にとって必要なのだというところが見られているのですね。だから、結局それがない場合は、委託先の会社での労働者の雇用労働条件が非常に悪くなってしまって、使い捨てみたいな話になってしまって、それではあんまりでしょうという

ところから始まってきたのですけれども、これは群馬県でまだ前橋市だけだとかそういう問題ではなくて、むしろ先取りする形での条例制定みたいのを、公契約条例をつくるということは、そしてまた答弁の中に一部出ていましたけれども、そういった精神をもう町は入札に取り入れているわけだから、よりそれを確保するためにも、ぼちぼちそういった姿勢を一步進める時期ではないかと思うのです。そして、そのことによって町の仕事を受注して働く人たちが責任を持って町に責任のとれる仕事をし、そのことによって住民の福利が向上、福祉向上という好循環になると思いますので、その辺をぜひお願いしたいので、ちょっとその辺の答弁を総務課長でいいかね、とりあえず。総務課長、ちょっとということで答弁をお願いしたいのです。

議長（柳沢浩一君） 総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君発言〕

総務課長（高井弘仁君） 石川議員さんがおっしゃるとおり、先進地のほうが大分この公契約条例のほうを実施してきている状況は承知しております。市レベル、特に大きい野田市とか尼崎市、群馬県では前橋市等は、かなり大きな事業規模の発注がされるということが現実的にあります。まだまだ町村においては大きい事業量のものもまれにはありますけれども、比較的そういう関係で大きな大都市というのですか、そちらのほうが先頭を切って公契約のほうを行っているというような状況があります。十分石川議員さんの言うご指摘のことも踏まえているつもりでございます。先ほど町長が答弁したように、これからはぜひそういうことをしっかり業者のほうに伝えていくとともに、条例化に向けても検討はしていかなければいけないなというふうに考えております。

議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

13番（石川眞男君） これは、町長もそうですけれども、課長各氏の自覚というのが非常に大事だと思いますので、今の総務課長の答弁を聞きまして、進んでいくのではないかという印象を受けました。これで町長にはその意を酌んで、ぜひ決断をしていただきたいと思います。

では、これで質問を終わります。

○散 会

議長（柳沢浩一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、あす6日は午前9時までに議場にご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後3時39分散会